

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
656	令和3年3月24日	令和3年4月16日	学校のホワイト化	<p>本校小学校の勤務時間:8:20～16:50、8:20～期の会、6時間授業をし、児童の下校開始は16:10、その後保護者(欠席児童・気になる児童宅・日中にかかっていた保護者への折り返し)や関係機関(他校・児童等)との連絡であったり、日によっては16:15より会議・研修。それが16:50に終わり漸く明日の6時間授業の教材研究・準備や自分の担当である校務の提案準備。これをベテランも新規採用職員もほぼ同時に行います。カリキュラムを遂行するための授業時数・長期休業・行事等の関係もありますが、8:40から朝の会・15時児童下校ぐらいになると教材準備等の時間も勤務時間内に少し確保できます。</p>	<p>まず、教員のなり手が減ってきています。そして、現場も精神疾患で病休を取られる方・取らないけどギリギリのところまで踏ん張っている方が増えてきています。 一生懸命に働いている若い先生方も自分の職業を自信持ってクラスの子に勧められるかどうか尋ねると躊躇しますとのことでした。 このような現状で教員になってくれる方は貴重だと思っています。 また、小学校のほとんどが教科担任制ではないので、自分で次の日の全部の授業の準備が必要です。異動等で学校や学年も変わります。子どもたちに学びを定着させるためにも、しっかり教材研究・準備する時間を勤務時間内に取れるようにしてほしいです。 そして、勤務・労働条件が少しでも改善されることで、教員のなり手が増えるはずですが、ここ最近の教員採用試験の倍率もかなり低いです。なり手が増えることで、競争倍率も上がりより優秀な方を採用できるようになるのではないのでしょうか？ また病休者が減ると代替職員を雇わなくてよくなるので、コストも削減されます。</p>	個人	文部科学省	<p>公立学校の教員の勤務については、服務監督権者である教育委員会や校長において、関係法令に従って適切に管理いただいているものです。</p> <p>また、平成31年1月の中央教育審議会の答申で、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務について、 ①「基本的には学校以外が担当業務」 ②「学校の業務だが、必ずしも教師が担当する必要のない業務」 ③「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」 に分類し、教師の業務の適正化を図るよう提言されており、文部科学省として、その取組が着実に学校現場で進むよう、教育委員会に対して取組状況の調査を実施し、設置者別の結果公表や好事例の展開等を通じて、取組を促しています。 さらに、教員の業務削減に繋がるよう、公立小学校における35人学級の実現をはじめとした教職員定数の改善、外部人材の活用や部活動改革、免許更新制度の検証・見直し、学校向けの調査の精選・削減などの様々な取組を進めています。</p>	なし	対応	<p>学校における働き方改革については、国・学校・教育委員会がそれぞれの立場において、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備することが重要であり、文部科学省として、あらゆる手立てを尽くして取組を進め成果を出していけるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、今年3月に「全国の学校における働き方改革取組事例集」を公表し、各都道府県・政令指定都市教育委員会に周知いたしました。事例集の中では、例えば、日課表の見直しによる執務時間の創出の事例も紹介しております。引き続き、働き方改革に関する好事例の展開についても取り組んでまいります。</p>	
658	令和3年3月24日	令和3年5月24日	公立学校の教職員の休憩時間の確保について	<p>休憩時間を勤務時間の終わりの設定できるようにし、休憩時間も含めた時間で早めに退勤できるように法改正をお願いしたい。</p>	<p>労働基準法で定められている休憩時間が確保できない学校の現状があります。休憩時間を勤務時間の終わりの設定できるようにし、休憩時間も含めた時間で早めに退勤できるように法改正をすることで、普段ゆとりがない勤務を余儀なくされている教職員に少しでも精神的なゆとりがもたされればと考えます。教職員のゆとりがもたらす社会的効果をどう考えるかですが、少なくともゼロコストで改革が可能だと思います。</p>	個人	文部科学省	<p>休憩時間は、労働基準法に基づき、労働時間の途中に与えなければならないこととされています。</p>	労働基準法	対応不可	<p>労働基準法に基づき、休憩時間は労働時間の途中に与えなければならないとされていますが、これはある程度労働時間が継続した場合に蓄積される労働者の心身の疲労回復や再び作業を行う際の能率増進のためであり、ご指摘のような対応を行うことは現状困難です。</p>	
659	令和3年3月24日	令和3年5月24日	文部科学省の分割	<p>初等中等教育も、高等教育・大学院も、改革が遅れています。 その理由の一つが、文部科学省内の連携不足です。そこで、文部科学省の分割にあたっては、子ども省(総合教育政策局、初等中等教育局、子ども家庭局(旧厚労省))と科学省(科学技術・学術政策局、大学教育研究局(旧高等教育局)、研究振興局、研究開発局)に分割し、機動性を高めるにはどうでしょうか。</p>	<p>提案の理由は、次の通りです。 ○子ども省 小学校・中学校・高等学校行政を管理しつつ、一体的な政策対応の必要性の高い保育園・幼稚園・こども園行政を一元管理することで、誕生から高校卒業までの子どもの成長をサポートする。 ○科学省 大学入学後、学部・修士・博士・ポスドク・研究者・教員・社会人という高等教育以降の段階を一元的に管理しつつ、高等教育と研究活動の水準を世界一まで引き上げ、トップレベルの人材輩出を目指す。</p>	個人	文部科学省 厚生労働省 内閣官房	<p>文部科学省設置法において、文部科学省の主な任務は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツ及び文化に関する施策の総合的な推進を図ることとされています。 文部科学省においては、教育政策全体を総合的・横断的に推進するための教育三局の再編、また、科学技術・イノベーション創出の推進に向け、大学における研究振興の強化等、研究三局及び高等教育局の再編など、不断に組織の見直しを行っています。さらに、部局横断的な政策課題に対して省内にタスクフォースを設置する等、省内外の連携を図りながら文部科学行政を推進してきているところです。</p>	文部科学省設置法	現行制度下で対応可能	<p>教育基本法において規定される人格の育成に当たっては、文部科学省設置法に規定のとおり、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツ及び文化に関する施策の総合的な推進を図ることが必要であると考えています。今後も引き続き、その時々政策課題や行政需要に対応できるよう、必要に応じた体制の見直しや、関係部局・関係省庁との連携強化を図ってまいります。</p>	
660	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国家公務員試験 矯正心理専門職試験の実施方法改善	<p>昨年度、今年度ともに矯正心理専門職試験を受験し2次試験まで合格した者です。そのあとの管区面接を合格しなければ、最終的な合格はないということで、この管区それぞれに受験者が交通費をかけて赴くこと自体この時代に即していないと感じます。</p>	<p>赴いてもよいが、一箇所まで最終面接を実施し、それぞれの管区に振り分けるといった一般企業のような手法ではだめなのか、またskypeやIT機器を使用して面接ができるなど、受験者の負担が減るような施策をしていないところに関して疑問に思います。</p>	個人	法務省	<p>国家公務員法(昭和22年法律第120号)第56条では、採用候補者名簿による職員の採用は、任命権者が、当該採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとされています。法務省専門職員(人間科学)採用試験の矯正心理専門職区分の採用候補者名簿に記載された者については、採用を希望する旨の意向を示した者の全員に対し、矯正管区等において採用面接の機会を与えることとしています。</p>	国家公務員法第56条	検討を予定	<p>採用候補者名簿に記載された者に対する面接は、公務に従事するに足る意欲や倫理感を有しているか、採用後の職務経験を通じて能力の研鑽を図ることができる素質を有するか等もできる限り把握するため、各矯正管区等の実情に応じ、採用を希望する矯正管区又は施設において、原則として対面により実施することとしています。御提案いただいたオンラインによる面接については、予算上の措置が必要となることから具体的な開始時期をお答えすることは困難ですが、引き続き、採用希望者の負担軽減に配慮した実施方法に関して検討を進めてまいります。</p>	
662	令和3年3月24日	令和3年7月20日	児童相談所の情報共有システム	<p>児童相談所が関わった案件について、その対象家族が居住地を移動しても、全国どの児相でも過去のデータを確認できる検索システムを構築する。</p>	<p>虐待による子ども達の死亡事件がなくなりません。乳幼児健診にこない・幼稚園や学校を休みがら・子どもにケガの痕跡が度々ある・学校や近所、病院から連絡が入っている…等々の、素人が聞いても「その家庭では高確率で虐待が起こっている」と思えるケースでも、児相が「案件が多く忙しいから」と家庭訪問や子どもの確認ができないままにしている間に子どもが次々と亡くなっています。 担当児相は子どもが亡くなってから反省の弁を述べますが、一番の問題は児相同士でデータの引継ぎがなされていないケースが多いことだと感じています。虐待をする親は詮索を嫌い居住地をたびたび変えることが多いからです。 全国どの児相でも、担当家庭の居住地変更が分かったら移動先の児相にデータをすぐに送れる、また、虐待が疑われる子どもについて生年月日と名前(特に、親が離婚再婚を繰り返す場合があり苗字は変わりがちなので下の名前)ですぐに過去のデータについて検索できるシステムを作っていただきたいと思っています。 この取り組みは必ず国民全体から高く支持されるものだと思います。</p>	個人	厚生労働省	<p>転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日を含め日常的に迅速な情報共有を行うことができるよう「要保護児童等に関する情報共有システム」の構築を行っています。</p>	なし	対応	<p>令和3年度より、全国統一の情報共有システムの運用を開始するとともに、当該システムの利用が進むよう自治体への支援を行ってまいります。</p>	
663	令和3年3月24日	令和3年5月24日	中曽根元首相の葬儀	<p>中曽根元首相の葬儀に9000万円という税金を注ぎ、各自治体へも弔意を強いる。税金の無駄遣い。自民党の自助やってください。行革の対象にすべきだ。</p>	<p>故元首相・中曽根の内閣と自民党による合同葬に際し、文科省は国立大などに弔意を表明するよう求める通知を出した…と。総務省も全国の自治体に同様の通知を出した。ご協力という体ではあるが、黙とうの時間も指定してるし、旗の出し方まで示しているっていうから、忖度による強制ですか。 内閣と合同とは言え、自民党の葬儀だよ。なにゆえ、公務労働者に弔意を強制するのさ。んで、教育の現場に特定政党の葬儀の弔意を持ち込むのですか？おそろしい話だ。 9000万円という税金を注ぎ、各自治体へも弔意を強いる。税金の無駄遣い。自民党の自助やってください。行革の対象にすべきだ。</p>	個人	内閣府	<p>番号178の回答を参照してください。</p>				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
664	令和3年3月24日	令和3年5月24日	官邸入館届のオンライン化	現在、紙に手書きしたものをFAXで送信する必要がある官邸入館届(取材の際に提出するもの)を、オンラインでのフォームにしてほしい。	手書きではなく打ち込む方が情報を正式に伝えられるため。申請書をコピーするのは紙の無駄であるため。申請書のある場所にないと申請できないが、オンライン化すればどこからでも可能になり便利のため。報道関係者、それ以外にも官邸に用事のある人が申請する手間、それを受け付ける手間を大幅に削減できる。紙やFAX代も削減できる。	個人	内閣官房	官邸に入邸する場合は、警備上の観点から入邸届が必要になります。報道関係者が官邸に入邸を希望する場合、社名、氏名、連絡先等を記載した「総理大臣官邸取材者等届」を官邸報道室あてにファックスを送信の上、電話で受領確認をすることをもって入邸登録としています。なお、入邸頻度の高い方については、所属社からの申請に基づき官邸通行証を発行し、入邸登録を省略する措置を行っています。	なし	検討を予定	官邸に入邸を希望する報道関係者等の、オンライン申請により入邸登録を可能とすることは、入邸希望者の属性・用務の確認作業が必須であるという警備上の観点、外部からのアクセスによる情報セキュリティ上の観点、当該作業に専念できる職員の確保の観点から困難であり、入邸申請者からの電話を受けた職員がファックス受信の確認をし、申請内容等の確認作業を行う現在の方法が望ましいですが、報道関係者については、例えばファックスに加え、メールでも申請の受取りを可能とするなどの方法を検討することは可能と考えています。	
665	令和3年3月24日	令和3年5月24日	国家公務員法第十六条の履行による、国家公務員の超過勤務時間の超過勤務手当への支給の提案	政府に国家公務員法第十六条を履行させる。具体的には、真の超過勤務時間(各課職員から報告された本来の超過勤務時間のこと、各省の会計課や庶務室が、省内人件費予算枠内に納めるため、各部署・各課から報告された超過勤務時間を改算することで給与明細上に記載されたものではない。)を支払えるよう、各省会計課が財政当局へ、真に必要な額(例えば、昨年の全職員の真の超過勤務時間の実績から積算した見込み額)を要求し、財政当局が認めること(そうした取組が実施されている省も一部ある)。	業務遂行に対する正しい超過手当の支給がなければ、職員の士気は低下し、離職が増加の一途を辿ることが予想されるため。(勿論、超過時間をむやみに増やす行政運営上不要な業務の見直しなどは並行して必要。それでもなお、超過を実施しなければ、対応できない業務(国会対応等)による超過勤務はなくすることはできない。実際、下記報道でも見られる通り、国家公務員の退職意向は若手から加速的に増加している(https://www.nikkei.com/article/DGXMZ061897930U0A720C2000000/?_st=ch)。提案者である当人も、不合理・不義理な業務にサービス残業といった形でこれまで勤務していたが、これでは仕事と家庭の両立はおろか、精神衛生上も悪影響が強いことから、数年以内に辞職する意向である。このままでは、行政の人材数の確保はおろか、質の低下にも歯止めがきかないままである。提案が実現した場合、少なくとも国家公務員の離職や業務の質の低下は抑制・改善されることが期待される。なお、人口当たりの公務員数は先進諸国と比較して日本が少ない(http://www.jinji.go.jp/pamfu/profeel/03_kazu.pdf)。公務員1人当たりに必要な行政サービスをこなす負担は日本が最も高いということが示唆される。見方を変えれば、日本の公務員の労働生産性が高い、とも見えようが、昨今の行政のデジタル化の遅れや、不要不急の業務の多さ等を鑑みれば、労働生産性が高いとは到底言えない。負担が多い中で、提示できるサービスの質が相応のものとなっていないと考えた方が適切であると考えられる。	個人	内閣官房 人事院 財務省	国家公務員の超過勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、各省各庁の長が命じるものであり、「一般職の職員の給与に関する法律」第16条第1項により、当該命令を受けて、正規の勤務時間を超過して勤務した全時間に対して超過勤務手当を支給することとされています。  超過勤務に関しては、各府省において、上司の明確な指示、業務終了後の速やかな退庁、超過勤務手当の確実な支払いを徹底するとともに、長時間労働の要因に応じて、廃止を含む業務の徹底した見直し・効率化や、人員配置・業務分担の見直し、管理職の日々の適切なマネジメントの実現に向けて、取り組んでいるところです。  また、本年1月末に、「(国家公務員の)ワークライフバランス推進のための働き方改革に関する指針」を改正し、「業務の効率化・デジタル化の推進」と、管理職の業務や勤務時間管理、人材育成の向上等に取り組む「マネジメント改革」を働き方改革の主軸として位置付け、「長時間労働の是正」と「やりがいの向上」に強力に取り組んでいるところです。	一般職の職員の給与に関する法律	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
666	令和3年3月24日	令和3年6月16日	年金受給者確認について	毎年年金受給者確認書が送られてきて前年と変更の有無を郵送で回答するのですが郵送切手は本人払いになっています。ネット回答で充分で年金事務所の人件費も大幅削減でき受給者も手間が省けると思っています。	年金事務所の人件費削減と受給者側の手間削減のため従来の郵送方式をネット回答可能な方式に変更する。ネット回答出来ない人は郵送方式も可能とせざるを得ないかと思えます。	個人	厚生労働省	規制改革の番号277の回答を参照してください。				
667	令和3年3月24日	令和3年4月16日	NHKを民営化	NHKは個人との受信契約を受信機の設置に強制しており、契約の自由に反する。NHKは設立趣旨の役割はもう終わっており、無理に国営のまま受信料回収をせず、民営化して自由な放送局とした方が発展性がある。	視聴料の徴収をTV受信機の設置者との契約としているが、契約の自由もなく、設置という個人の自由裁量に事実上強制契約と課金を行っている。それならば、NHKとの契約は個人の自由とし、NHKの運営は民営とすれば良い。民営ならば課金の方法も額も自由である。政府は電子的方法での広報はインターネットを使えば良い。災害時の緊急警報は携帯網で行える。もはやNHKを国営する必要は全くなく、歳費の無駄使いになっていると考えている。是非早急に検討し、NHKによる契約強要や、強制的な受信料回収を止め、無駄な国民との軋轢をなくすべきである。	個人	総務省	NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人として設立されています。	放送法第15条及び第16条	対応不可	公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割は、引き続き重要であると考えます。	
668	令和3年3月24日	令和3年7月7日	教育研究業績書の仕様の見直し	大学教員の採用の際に求められる文部科学省形式の教育研究業績書の仕様を変更してほしい。実質的に同じ教育研究業績書である大学ではExcelフォーマットで、別の大学ではWordフォーマットでの提出が求められ、若手研究者にとって教育研究業績書作成作業に無駄な時間が使われている。現状、ほとんどの若手研究者は科学技術振興機構が提供しているresearchmapで業績を管理しているため、researchmapに登録した内容を教育研究業績書に反映する方法を開発してほしい。	大学教員として公募に応募する際、履歴書および業績書を審査のために提出する。この様式は、私立と公立に関わらず、いずれの大学も文部科学省形式の教育研究業績書をひながたとしている。しかし、各大学によって書式の細部に違いがあり、毎回書類をイチから作成する手間がある。一方、記載する内容はすべて同一である。とくに若手研究者は多数の公募先に応募することが多いため、研究に使える時間を、この無意味な書類作業に費やす必要がある点が損失である。この教育研究業績書に記載すべき内容は、すべて科学技術振興機構が提供しているresearchmapに各研究者が登録している内容と同一である。なお、researchmapは日本のほとんどすべての研究者が利用しているし、自動的に書誌情報等をクロウリングしているため、最新の研究者情報が一覧できるものである。researchmapに一元化された情報を、教員採用の際にも転用できると考える。このことにより、応募する研究者には本来の教育・研究にかかる時間が大きく増える。また、採用する各大学は個別の履歴書を準備せず、応募者の研究の最新の状況を考慮したうえで採用活動ができ、もっともニーズにあった人材選択ができる。	個人	文部科学省	大学教員の公募書類については、各大学の方針に基づき、各大学の判断でどのような書類をどのような様式で提出するか決定されています。	なし	対応	大学教員の公募にあたり、応募者に対しどのような書類をどのような様式で提出を求めるかは、各大学の方針に基づき各大学の判断で決定すべきものですが、応募者の負担軽減に向けた各大学の取組を促すべく、令和3年6月に各大学指定の様式と異なる応募書類の柔軟な受付やJREC-INポータルへの応募書類作成ツールの活用について周知を行いました。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
669	令和3年3月24日	令和3年4月16日	道路整備(農免道路)	(1)農免道路の整備は農水省という区割りですべて国交省か市町村道として道路整備することが望ましい。 (2)道路管理者に取り締まり権限がなく交通管理者たる警察しか権限がないので重量違反した車両も道路管理者は抑止ぐらいしかできない。	(1)農免道路の利用者である国民には違いがわかりにくい。農家専用道路なのか？国道とか市町村道が工事の時に農免道路に迂回したこともある、これでは違いがない。見た目は同じ道路なのになぜ？農免道路は地図にも詳しく載らない。しかし非常に利便性が高い道路もあり地元の人以外にはわかりにくく位置づけが曖昧。渋滞抑制交通分散にもつながるのでは非国道都道府県道と同じ扱いしてほしい。 (2)高速道路会社の黄色のバトカーでは重量取り締まりすらできないのは悪意のあるクルマが何も怖がらず不都合である。	個人	農林水産省 国土交通省 警察庁	(1)農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(通称「農免農道」という。)は、農林漁業用揮発油税財源措置の一環として、農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資することを目的に、昭和40年度に創設された事業ですが、道路特定財源の一般財源化に伴い平成21年度をもって廃止されました。現在は、農免農道の保全対策等を、都道府県や市町村が農山漁村地域整備交付金等により実施しています。 (2)道路は一定の重量・寸法の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されているため、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止する観点から、その重量・寸法を超える車両は原則通行できません。そのため、一定の重量・寸法(一般的制限値)を超える車両が道路を通行する場合、物流事業者等は道路法に基づく特殊車両通行許可を受ける必要があり、申請を受けた道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可を実施しています。 加えて、道路管理者は、上記に違反して車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のため必要な措置を命ずる権限があります。	(1)土地改良法 道路法 (2)道路法第47条、第47条の2、第47条の4	(1)現行制度 下で対応可能 (2)現行制度 下で対応可能	(1)農道は、農業の生産性の向上、農産物流通の効率化等を目的として、土地改良法に基づき整備される農業用道路であり、農地と農地、農地と集落、農地と農業集出荷施設、農業集出荷施設と幹線道路等を結ぶ路線であることから、造成時の交通量の過半を農業用車両が占めると想定されています。一方、一般道路は、都市空間や都市と交通拠点等の連絡を主な目的としており、整備目的やそれに伴う路線配置の考え方、設計基準等が異なります。 農免農道の幅員は、国道・県道に比べ狭く、市町村道レベルの幅員であり、一般に、地図情報システム(Google map、カーナビゲーションの基礎地図等)にも表示されず。ただし、幅員が比較的狭いことや、トラクター等の低速で走行する農業用車両の安全のため、制限速度が低く設定されていることから、経路検索の条件設定によっては経路として表示されない場合もあります。 造成以降の地域の状況の変化に伴い、一般車両の通行量の増加、農地の減少による農業用車両の通行量の減少等の状況の変化があった場合には、市町村道や都道府県道として認定し、一般道として通行量に応じた整備を行うことも可能です。 (2)道路管理者は、道路法上の権限に基づき、道路の構造を保全または交通の危険を防止するため、必要な場合は、現行においても取締りが可能となっているところであり、引き続き本制度に基づき対応してまいります。	
670	令和3年3月24日	令和3年4月16日	航空自衛隊 航空機の整備記録用紙について	現在航空機の整備記録用紙(航空自衛隊では「フォーム(form)」と呼んでいます)は印刷会社に所定の枠や記入欄等を印刷したものを発注し、使用しています(全てではないかもしれませんが)、これに代えて、電子フォーマットを自作し、これに根拠を与え、各部署に配布し、必要数プリントアウトして使用するよう変えたい。	1、プリントアウトすれば作成できるものをわざわざ外注するのは予算の無駄です。 2、調達に係る手間も時間も省けます。また、各自に必要な時、必要な量を作成できるようになれば、消耗品の調達にありがちな過不足の心配もなくなります。(実際に枯渇したことがあります。その時は自分の部署で印刷したのを使いました。ずっとそれでよかったのですが…。原則的に外注した整備記録用紙を使うものだ、という空気があり、結局その用紙が入荷してからは元に戻りました。) 3、データであれば、今まで1枚1枚手書きで行っていた事をパソコンで簡単に済ませることができます(私の部署では航空機1機当たり年間100~200枚使用します。保有機数を考えるとかなりの手間です。そして必要な費用もかなりのものになるかと思われれます。) 整備記録用紙を外注するのはパソコンやプリンター等の環境がない時代的手段であり、現状ではコスト・入手性・利便性、いずれをとってもデメリットしかありません。漫然と前例を踏襲し続けているのか、そうでなければ印刷会社との癒着、天下りなど疑いたくなるほど不合理です。以上の理由により、航空自衛隊の航空機の整備記録用紙の電子フォーマット化、またその規則化を提案します。	個人	防衛省	J. T. O. 00-10-2(航空自衛隊航空機整備基準)別冊 I 整備記録の様式及び記入要領において、各種整備記録の様式を規定しています。 規定した様式を基に、印刷会社が印刷したものを使用しています。	なし	検討に着手	整備記録等は電子化を検討しております。一部の整備記録は、電算機上で入力可能にするための検討に着手しています。残りの整備記録等においても、今後、段階的に記録の電子化について検討していきます。	
671	令和3年3月24日	令和3年5月24日	防災災害危険地図	天気、地震、津波、水害、噴火、地層、活断層、放射線、火災、液状化、冠水等々、数多の行政、機関が各々作った地図と掲載ルールを見て回れば、たった一ヶ所のリスクを知ることが出来るのか。なぜ日本列島が一つなのに、一ヶ所ですべての情報にたどり着けないのだろうか。これを国民一人一人が探し回る 経済損失は一体何兆円なんだろうか。内閣府が全部集めて一つで細部までわかる地図を作れば、どれほどの防災効果、社会的損失を減らせるだろう。新しい指標が出てくれば地図に足せば済む。これ程わかりやすくして簡潔なものはないのではないか。	単純に自分の住んでいる場所を上記を調べて、日本の形だけが一緒に地図を数十開いてうんざりしたから。たった一人の人間が、これだけのページを開けないと情報にたどり着けない情報って、いくら有用でも、社会的にほとんど役に立っていないに等しい。災害時なんてそれこそ無意味。ここに地図があってもいいけど、ほとんどを網羅した地図が国にあり、国民一人一人が、そこにアクセスして、多くの情報を平均的に得られれば、どれ程の防災になり、災害の死者を減らせるだろうか。	個人	内閣府 国土交通省	自然災害に係るリスクについては、国土交通省のハザードマップポータルサイトにおいて、「重ねるハザードマップ」や「わがまちハザードマップ」の形で情報を集約し、なるべく円滑に様々なリスク情報にアクセスいただけるように整理しています。「重ねるハザードマップ」は、洪水・土砂災害・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できるもの、「わがまちハザードマップ」は、各市町村が作成したハザードマップをリンクし、地域ごとの様々な種類のハザードマップを選択して閲覧できるものとなっています。 <a href="https://disaportal.gsi.go.jp/">https://disaportal.gsi.go.jp/</a>	なし	検討を予定	より多様な災害リスクについても一覧性をもって御確認いただけるような形の情報提供について検討を進めるなど、引き続き、国民の皆様にとってわかりやすい情報提供に努めてまいります。	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
672	令和3年3月24日	令和3年7月20日	日本年金機構の予約対応について	年金機構に障害年金の相談するのに予約を推奨しているのに、時間外のネット予約が出来ない。時間外や休日こそ、ネット予約を取るべき。予約を取ったなら、責任を持って時間を守る努力をして欲しい。	初めて相談に行った時に、待合人数が少なく、余り待たなくても良いのかなと思っていると、窓口で予約の有無を聞かれ予約をした方が待ち時間も無く、フリーで来るよりも時間短縮になると言われた。予約の方法として、電話かネットでもついで出来ると説明されて、行った際に予約を済ませ当日は帰宅した。予約当日、5分前に到着し時間を待った。ブースは結構有ったが相談員が殆ど居なくて、稼働しているのか2、3個だった。予約時間が来ても呼ばれず、目の前にある電光掲示板は、予約人数はあと何人と表示されていた。予約時間が5分、10分と過ぎて呼ばれず、結局呼ばれたのは30分後だった。他にも後ろのほうに相談員の方がいるように思えたのに全くその人たちはブースには入ってこなかった。予約する意味がまるでない。ましてやネットの予約を勧められたにもかかわらず、年金機構の空いている時間しかネットの予約ができないとは、何のためのネット予約かわからない。ネットで予約をするのであれば時間外にもやるべきである。	個人	厚生労働省	なし	対応	年金相談の予約につきましては、お客様の利便性の向上を図るため、インターネットから年金相談予約を受け付けるサービスについて、時間外や土曜休日において受付が可能となるよう、令和3年5月から試行的に開始したところ。また、ご予約当日にお越しいただいた際には、相談の開始時刻どおりにご案内できない場合は、お客様に職員が状況をお伝えするとともに、一定程度以上遅れる場合は対応する相談員を変更する等の取組により、お待たせすることなく円滑に年金相談のご案内ができるよう努めてまいります。		
673	令和3年3月24日	令和3年5月24日	大学の卒業と社会人大学生について	日本の大学では、年度ごとに選択できる科目が決まっています。一年度の春学期で一年生の単位を取ってしまうと、秋学期は何もすることがありません。これは無駄であると思います。可能であれば、上位学年の単位も取得したいです。また、3年度までに、卒業単位を全て取得したとしても、卒業とはなりません。4年間大学に所属しないとけないのは、おかしいと思います。単位が取得できれば、その時点で卒業となるべきです。学費が大変高額ですし、全く意味のない一年を過ごす必要はないと思います。	学費と時間の無駄だと思います。また、社会人として大学で学び直すとうとでも大変です。通信授業をもっと広げるべきです。講義型の授業で、キャンパスに行くことを強制させるのはおかしいです。全ての講義型の授業はオンラインで公開するべきです。大学の1年度の授業はどの大学でも同じような授業をします。そのような科目は積極的にyoutubeで公開するべきだと思います。そのような規制改革？を促進して欲しいです。本当によろしくお願いします。	個人	文部科学省	大学の修業年限は、4年が原則(学校教育法第87条)です。各大学は本規定に従って、教育課程を4年間に割り振って編成しております。他方、学生の能力・適正に応じた教育を行いその優れた才能を一層伸長することができるよう、大学の責任ある授業運営、履修科目登録単位数の上限設定及び厳格な成績評価を前提として、一定の場合には、例外的に3年以上4年未満の在学中で卒業を認めることができます。(学校教育法第89条)	学校教育法第87条、89条	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
674	令和3年3月24日	令和3年5月24日	地方自治体における外部インターネット接続環境のシステム分離規制の撤廃	総務省の規制・指導により、地方自治体において、外部インターネット接続環境を、内部インターネット接続環境と、分離する措置がなされています。これにより、職場のパソコンで、業務上の情報収集のために、外部ウェブサイトを見たいだけなのに、仮想デスクトップ環境の立ち上げ等の措置を求められる場合があり、地方自治体の業務が非効率化しています。このような表面的な分離は、情報セキュリティ上、全く意味がありません。このような業務を非効率化させるだけの規制を地方自治体に強いることをやめるべきです。(総務省)	外部ウェブサイトを見たいだけなのに、仮想デスクトップ環境の立ち上げ、別の専用パソコンを見る等の措置を求められることは、業務を非効率にしており、地方自治体のスマート化を推進する総務省が、このような規制を地方自治体に課していることは不適切です。色々な考え方がありますが、世界の情報セキュリティのトレンドを見る限り、内部と外部のインターネット環境の分離には、何の意味もありません。日本の役所の脆弱なサーバーよりも、グーグル・Gメールのサーバーの安全性の方が高いのが、世界の現実であり、役所のシステムの独立に拘るのは何の意味もありません。無駄な規制は、ためらうことなく、撤廃すべきです。	個人	総務省	総務省では、令和2年12月に、地方公共団体の情報セキュリティ対策の指針となる「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定し、効率性・利便性の高い新たなモデルとして、インターネットに接続された環境(インターネット接続系)に主たる業務端末・システムを配置するモデルを提示するなど、LGWAN接続系とインターネット接続系の分割の見直しを行っております。	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
675	令和3年3月24日	令和3年4月16日	児童手当の認定権者について、受給資格者が公務員である場合も市区町村長に一本化するべき	児童手当法に基づき、児童手当の認定・支給は市区町村長とされている一方、17条では、受給資格者が常勤公務員の場合は、所属庁の長が認定・支給を行う旨規定しているが、住民基本台帳と所得データを有する市区町村が、公務員を含む全ての受給資格者の認定・支給を行うのが確実であり、効率的である。	・市区町村では、住民基本台帳と所得データに基づき審査しているが、公務員の場合、所属庁はこれらの情報を有していないため、受給資格者が自ら住民票の写し及び所得証明書を取得の上、所属庁に提出する必要がある(手続が紙ベースのまま電子化できない)。 ・市区町村では、住民の中には所属庁で児童手当を支給される公務員もいるものの、その情報を有していないため、結果として、住民基本台帳と受給者台帳を突合しても、未申請者を把握・勧奨することができず、申請漏れを防止できない。 ・公務員を退職すると、新たな認定権者である市区町村長への申請が必要となるが、申請漏れ・不支給が発生している。このようなケースは、市区町村では把握・勧奨が困難。公務員から、独法、地方独法への出向時も同様。 ・児童手当受給者に支給された、子育て世帯臨時特別給付金については、公務員も含め市区町村が支給事務を行うが、上記のとおり、公務員の受給者に係る情報を有していないため、別途申請させ、口座情報を入力して対応する必要が生じた(過去の同種の特別給付時も同様)。一方で、市区町村が認定・支給する対象に公務員を含めたとしても、処理は可能と思料。 ・提案が実現した場合、上記の弊害が解消され、手続の電子化の推進、未申請者の把握・勧奨が可能となる。	個人	内閣府	番号202の回答を参照してください。				
676	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国税調査の電子データ	国税調査がネット入力できるようになりましたが、その電子データが、国に送られるのではなく、各公共団体でそのデータを印刷して、解答用紙に記入して、その書類を国に送っているそうです。これでは、入力を国でし、確認もすることが必要です。	電子データを国が直接、受け取ればよい。人件費の無駄が削減できる。	個人	総務省	国勢調査において、世帯がインターネットで回答した内容は、総務省のサーバーに直接送信されます。	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
677	令和3年3月24日	令和3年5月24日	日本学術会議改革案	現在の日本学術会議法は旧態のままであることが根本原因と考えます。従ってIT時代にあったガバナンス、コンテンツ管理をすることが必要と思えます。ガバナンス的にはデジタル行政化してこそ科学行政にふさわしいものと考えます。コンテンツ管理的には学会などで論文投稿し、査定し、学会で発表するスキームを利用したものです。	各論としては ○Eプリントコメントの手法を取り入れ全てインターネットで管理する。 ○運営は政府内に設け、投稿者の個人情報、研究内容の秘匿を含め、政府が100%管理する。 ○投稿者は日本国民全員にして科学推進費用負担者、科学者(研究従事者)、利用者の視点をバランス良く吸い上げる。これを持って日本学術会議連携委員は廃止する。 ○日本学術会議委員は20-30名に絞り、先端科学のシニア研究員(大学であれば教授)等将来性のある分野を中心とする。専門分野ごとにクラス分けすると同時に守秘義務が発生する。 ○国府内の事務局は国の方策、投稿案より、科学技術発展計画を作り、重要項目について学術会議委員に諮問する。  科学の振興は日本の国運がかかる問題で社会的効果も計り知れない。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。					
678	令和3年3月24日	令和3年5月24日	社印・代表者印の両方を必要とする支払い手続きの撤廃	(独)国立高等専門学校機構における支払い手続きには、請求書において社印と代表者印の両方が必要とされています。その片方だけの印で支払いを可能にしたいです。	請求書において社印と代表者印の両方が必要とされていることで、明らかにその会社からの請求だということが分かっていても、片方の印しかない書類については再発行を依頼しています。そのために請求書を送ったり、捺印後再度送ってもらったりという手間が発生しています。これは事務職員のみならず相手会社にも無駄な負担を強いることだと考えます。片方の印だけでも支払いを可能とすることで、事務負担も民間の負担も軽減されると考え、時短にもなるかと思えます。	個人	文部科学省	国立高等専門学校機構契約事務マニュアル「契約事務等の取扱について」において、請求書への押印は原則として、代表者印又は委任を受けた者の押印が必要であるとされており、社印及び代表者印の両方が必要という規則等はありません。	なし	対応	国立高等専門学校機構契約事務マニュアル「契約事務等の取扱について」において、請求書への押印は原則として、代表者印又は委任を受けた者の押印が必要であるとされていますが、請求書への押印省略ができるよう近日中に対応する予定です。		
681	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国家公務員試験の過去問題について	国家公務員試験の過去問題について、情報公開法に基づく行政文書開示請求があった場合にのみ開示をするのではなく、全てインターネット上に公開すべきである。	現在、国家公務員試験の過去問題は公開されていないため、これを入力するためには、情報公開法に基づき人事院に行政文書開示請求をする必要がある。しかし、過去問題を入力したいと考える者は多数いるはずであるから、人事院には同一内容の行政文書開示請求が多数寄せられ、同一内容の行政文書開示決定が多数出されているはずである。なお、国家公務員試験の過去問題は、情報公開法5条各号の不開示事由にいずれも該当しない。  法務省は司法試験及び司法書士試験の試験問題をインターネットで公開している。国税庁は税理士試験の試験問題をインターネットで公開している。国家公務員試験の試験問題をインターネットで公開することについても、何ら支障や法令上の規制は存在しないはずである。  国家公務員試験の過去問題を全てインターネットに公開することにより、人事院に対して行われる行政文書開示請求の件数が大幅に減少することが予想され、人事院の事務負担の軽減が期待できる。また、国家公務員を進路の選択肢として検討している者にとって情報収集のハードルが下がり、志望者の増加も期待できる。	個人	人事院	国家公務員採用試験の試験問題については他の著作物からの引用箇所が多岐にわたります。このため、全ての試験問題をインターネットで公開することは、著作権法第36条第1項の「試験または検定の目的上必要と認められる限度」を超えた公衆送信に当たると考えられるため、全ての試験問題をインターネットで公開することは行っていません。ただし、受験を希望する方の参考になるよう、各試験の過去問題の一部を試験問題例として人事院のホームページに掲載しています。	著作権法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。		
682	令和3年3月24日	令和3年4月16日	行政文書開示請求のオンライン化及び全省庁一元化	情報公開法に基づく行政文書開示請求の手続は、全てオンライン化し、システムは全省庁で一元化すべきである。	(1)手続のオンライン化 情報公開法に基づく行政文書開示請求の手続は、現在、大半の省庁が、郵送での開示請求のみを受け付けている。これらについて、オンライン化により全省庁への電子申請による開示請求を可能とすれば、国民の利便性が向上する。  (2)システムの全省庁共通化 電子申請に既に対応している省庁もある。例えば、宮内庁や人事院が独自に電子申請システムを提供しているほか、国土交通省や厚生労働省はe-Govを経由した電子申請を受け付けている。これらについても、宮内庁や人事院が独自に予算を利用して別々のシステムを構築している現状は、経費節減及び事務負担軽減の観点から、好ましくない。全省庁共通の行政文書開示請求電子申請システムを構築することにより、各省庁の経費節減及び事務負担軽減を期待することができる。  (3)付言 なお、e-Govを利用した電子申請の手続は、JPKIIによる公的個人認証が必要であり、マイナンバーカードや住基カードを持っていない多くの国民にとって利便性に欠ける。そのため、e-Govを利用しない形でシステムを構築することが望ましいと考える(現行の宮内庁や人事院のシステムが参考になると思われる。)	個人	総務省内閣官房	情報公開請求については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)等に基づき、一部の行政機関等においてオンライン化がされています。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)	検討を予定	情報公開請求のオンライン化については、「国民の利便性の向上」と「行政の業務の効率化」のバランスを考えながら業務プロセス全体の検討を行う必要があり、「請求の受付」や「開示の実施」といった業務の一部分だけでなく、「対象文書の探索・特定」や「開示・不開示の判断」を含めた情報公開業務のプロセス全体を一貫してデジタル化することが必要であると考えております。 現在、内閣府において、文書管理全体の電子化に向けた検討が進められていることから、その状況を踏まえ、各府省が情報公開法に基づく事務を確実・効率的に処理できるようにする上でどのようなことが必要かについて、検討を進めてまいりたいと考えております。		
683	令和3年3月24日	令和3年5月24日	サイバーセキュリティ庁創設に関して	2019年6月、当時安倍総理大臣に、高市総務大臣が内閣サイバーセキュリティセンターをサイバーセキュリティ庁へ創設する趣旨の提言をされました。	現在先進国は、IT分野での行政手続きとマイナンバー制度の導入、戸籍簿本などのデジタル申請など、オンラインでの申請ができるようになっております。付随して、ITインフラ(ネットワーク、サーバ等)のサイバーセキュリティ関係の重要性も増しています。デジタル庁創設の際には、昨年提言書がなされたサイバーセキュリティ庁の創設にも、再度ご注目いただきたく存じます。現在、内閣サイバーセキュリティセンターでは、各省庁との連絡係に留まり、技術的に一括して仕事ができるほどの権限がなく、インフラでのサイバーセキュリティは、国民の生活、財産、安全保障に直結する問題となっています。そこで、昨年の提言書に基づく形でサイバーセキュリティ庁創設にもご尽力いただきたく存じます。提案が、実現した際には、国家のサイバーセキュリティ分野、民間企業にインシデントが起こった後に依頼するコスト削減、事前に予防するシステム作成に回すことで投資の効果、ハッカーが引き起こす莫大な被害総額を減少することができると考えます。また、サイバーセキュリティ庁で情報を統括することで、防衛省、総務省、経済産業省、外務省、警察庁等々の各省庁との、情報の共有、犯罪抑止、犯罪防止、サイバー攻撃からの防止効果、省庁がバラバラで対応していた事柄の負担軽減になり、霞が関のブラック化を和らげる効果ができると考えます。以上のことを踏まえ、ご検討いただきたく存じます。	個人	内閣官房 警察庁 総務省 外務省 経済産業省 防衛省	サイバー攻撃への対応を始め、サイバーセキュリティ政策については、サイバーセキュリティ基本法に基づき、関係省庁の大臣を本部員とする「サイバーセキュリティ戦略本部」の下、戦略を定め、対策を進めているところです。 具体的には、戦略本部において、関連施策の取りまとめや、その進捗状況の検証を行って、関係府省庁の連携強化とともに、施策の総合的かつ効果的な推進を図っています。 また、基本法についても、国による不正な通信の監視対象を拡大するなどの法改正や新たな情報共有体制を構築するための法改正を行い、随時、必要な体制整備を行っています。	サイバーセキュリティ基本法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
684	令和3年3月24日	令和3年6月16日	国家保安省の新設	日本国を外的や災害から守るために、関係省庁の統合をすべきです。 警察:警察庁 海上保安庁:国土交通省 消防庁:総務省 と縦割り行政です。 有事の際に、果たして効率的に活動できるのか不安です。 国内の災害に、自衛隊並に活動できるように、一つの組織で即時に効率的に対応することが必要です。 災害救助に置いて、陸と海からの支援活動で空もありません。 新設の組織に航空保安庁も新に作り、航空行政を担わせることも考えるべきです。 この組織は、国内の治安のためです。防衛省の人事を参考にすべきです。	・災害対策の効率的な運用 ・日本国の治安維持の一体強化 ・一つの組織で、資源の効率的な運用と経費の削減	個人	警察庁 総務省 国土交通省	【総務省(消防庁)】 日本の消防制度においては、市町村が当該市町村の区域内の消防を十分に果たすべき責任を有するとされています(消防組織法第6条)。市町村消防本部に通信指令室が設けられており、災害発生時には、直ちに通報内容を消防署等に伝え、消防車、救急車等を現場に急行させる体制を構築しています。また、大規模災害に備えて、市町村間で相互応援協定を締結しているほか、特に大規模な災害の場合には、緊急消防援助隊が出動して全国的な対応にあたります。 さらに、大規模災害の発生時には、警察等の各関係機関と連携できる体制も構築しています。 【国土交通省(海上保安庁)】 海上保安庁においては、領海警備や、海洋權益の確保、船舶交通の安全の確保等、様々な業務にあつており、巡視船艇、航空機を全国に配備し、業務の実施に万全を期しております。 また、これらの業務を行うにあたり、警察等の各関係機関と必要な体制を構築しています。 【警察庁】 警察においては、公共の安全と秩序の維持に向けて、警察庁の指揮監督の下、各都道府県警察ごとに管内の実情に応じた治安上の課題に対処しています。 また、大規模災害の発生時には、関係機関等と緊密に連携して、避難誘導や救出救助等の対応に当たっています。	【総務省(消防庁)】 消防は、住民の日常生活に深い基本的な行政事務として、住民に最も身近な市町村の責任において処理することが適当であると考えられています。 今後も、消防隊、救急隊等が災害現場に迅速に駆けつけられるよう、119番通報の受信、消防署等への出動指令、災害現場への出動を迅速に行うシステムを整備するとともに、警察機関等との相互連絡を緊密に図ってまいります。 【国土交通省(海上保安庁)】 海上保安庁では、今後も、船舶交通の安全の確保等のため、関係機関と緊密に連携しながら、業務を実施してまいります。 【警察庁】 警察では、今後も、国内の治安維持のため、関係機関や関係団体、地域社会と緊密に連携しながら、警察活動を行ってまいります。 また、大規模災害が発生した場合に備えて、平素から関係機関等との連携強化を図るとともに、訓練の実施や装備資機材の充実等により、災害対処能力の向上を図り、災害に適切に対応できる態勢を整えてまいります。	その他		
685	令和3年3月24日	令和3年8月18日	共同墓地・納骨堂再建手続きの簡略化	共同墓地・納骨堂再建手続きの簡略化	寺院敷地内にあった地域住民が維持管理する共同納骨堂が災害により破損、使用不能となる。 複数の建物であったため、一つに集約・整理、もとあった場所から隣接する寺院所有の土地に移転する計画となる。 管轄保健所に申請を出す 1「住所が変わるので新規申請となる」 2「住民主体の維持管理では申請は受け付けられない」 3「寺院名義での申請となる」 4「納骨堂の戸数にたいしては維持費がかかるのか」 5「寺院所有物となるので、永続性の担保のため、当該寺院の檀家名簿、経済状況などを詳細に記した書類が必要」 6「役員・周辺住民・町村長の同意書の提出」 など、様々なものを要求される。 そもそもその墓地・納骨堂で寺院側は利益を求めているわけではない。戸数も変化無し。「永続性の云々」も「住民管理」なので今までと変わらない。「名簿」は今まで都道府県にも出したことはないし、求められたことはない。 とにかく型枠どおりの対応をもとめられる。	個人	厚生労働省	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条に基づき、納骨堂を営しようとする者は、都道府県知事(市又は特別区にあっては市長又は区長)の許可を受けなければならないこととなっております。 住民の宗教感情や風土、文化等は地域によって異なり、具体的な運用については、より住民に身近な都道府県等において、地域の実情に応じて行われることが望ましいことから、国において納骨堂の申請書類等は定めていません。	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条	その他	制度の現状欄に記載のとおり、国において申請書類等を定めておりませんが、今後申請書類等について精査いただくよう周知してまいります。	
687	令和3年3月24日	令和3年5月24日	地方公共団体の入札における予定価格の事前公表について	我が市では、市発注の公共工事において、予定価格の事前公表が行われています。この制度では談合が容易に行われ、受注価格が高止まりになり、市税の無駄遣いです。このような制度は廃止すべきだと思います。	我が市での令和元年12月10日の入札です。最低制限価格92290000円、予定価格104510000円に、6社が応札し、5社は予定価格ぴったりの104510000円、落札業者は104500000円で予定価格より僅か1万円安いだけです。明らかに談合が行われていると思われます。市に問い合わせた回答では、「地方公共団体での予定価格の事前公表を禁止する法的根拠は無い」という閣議決定があるから公表しているとの事でした。しかし、この閣議決定でも、積極的に公表しなさいといっている訳ではなく、寧ろ、公表は慎重にしなさいと言っているかと読めます。更に、国土交通省から、少なくとも2回は、予定価格、最低制限価格の事前公表は禁止する旨の通達が行われています。市の回答では、予定価格の事前公表のメリットは、入札業者による予定価格を探るための市職員に対する色々な働きかけ、贈収賄の防止と言う事でした。呆れた回答です。入札業者と市職員を犯罪から守る為に予定価格の事前公表をしているのです。市職員が毅然と対応すれば防げる事です。健全な入札が行われたならば、少なくとも1万以上の市税の無駄遣いが防げたはずで、我が市とは福岡県大川市です。	個人	総務省	地方自治法第234条の規定に基づき、地方公共団体における売買、賃借、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされており、一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に付する場合においては、予定価格の制限の範囲内で申し込みをした者を契約の相手方とするものとされています。 なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令上の規定はありません。	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定、令和元年10月18日一部変更)により、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、その実施の適否について十分検討した上で、その弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとされているところです。 総務省としては、予定価格の事前公表については、同指針を踏まえた適切な運用が図られるよう、地方公共団体に対して引き続き要請していくこととしています。	事実誤認	地方公共団体の入札における予定価格の事前公表については、法令上、直接に禁止されていないものの、公共工事の予定価格の事前公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定、令和元年10月18日一部変更)」により、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、その実施の適否について十分検討した上で、その弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとされているところです。 総務省としては、予定価格の事前公表については、同指針を踏まえた適切な運用が図られるよう、地方公共団体に対して引き続き要請していくこととしています。	
688	令和3年3月24日	令和3年5月24日	各都道府県の警察で運用している落とし物検索サイトを警察庁でまとめて運用	落とし物検索サイトについて、現状は都道府県警別に運用しているため使い勝手が悪く、多重投資で税金の無駄遣いであり、運用のための余計な人員が発生しているのではないかと思います。使い勝手のいいサービスを一つ用意して、各都道府県警でそれを共有して使用すればいいはずで、す。	参考:都道府県警察における遺失物の公表ページ   警察庁Webサイト <a href="https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/ishitsubutsu/ishitsubutsulink.html">https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/ishitsubutsu/ishitsubutsulink.html</a> そんな場合でも、各都道府県で単一の検索サービスを共有していれば、調べる手間は毎回一度ですんだはずで、す。 共有化することで、以下のメリットが見込まれるかと思えます。 ・各都道府県警で発生しているシステム開発費、サーバー運用費、人件費の削減 ・利用者(国民)の利便性向上 運転免許証とマイナンバーカードを共通化するためにシステムをクラウド化するという報道もありましたので、今回の提案も関連して進められるのではないかと思います。	個人	警察庁	遺失物法(平成18年法律第73号)では、拾得物の早期発見・返還のため、都道府県警察本部長による ・貴重な物件に関する通報 ・公告され、又は通報を受けた物件に関するインターネット公表等が規定されています。 これらを実施するため、各都道府県警察が拾得物や遺失届に関する情報を集約する遺失物管理システムを整備し、運用しているところです。	遺失物法(平成18年法律第73号)第8条第2項 遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)第12条	対応	これまで各都道府県警察で個別に整備されていた遺失物管理システムを全国統合する予定であり、これにより、拾得物検索の利便性向上が図られるものと考えています。 なお、全国統合した遺失物管理システムは、令和4年度中に一部都道府県警察において運用を開始し、令和8年度末までに順次全国に拡大していく予定です。	
689	令和3年3月24日	令和3年9月10日	学校現場における出勤簿への押印は必要か	多くの公立学校では、職員の出勤ならびに休暇の取得、及び出張の記録、管理のために出勤簿へ押印し記録をしている。この出勤簿への押印は無駄なのでやめるべきである。	学校現場では、出勤の証をタイムカードではなく、出勤簿への押印という形で行っている。しかし現実には、多くの教員が月末にその月の出勤印をまとめて押印しており、日々の勤務状況の管理という意味合いが完全に形骸化している。多くの自治体では、教員に公務用のパソコンが支給されており、出勤すれば当然そこにログイン等の使用履歴が蓄積される上、事実教育委員会は、この公務用パソコンで職員の勤務状況を把握しているという噂もある。 それならば毎日の出勤印は何の意味もなく、管理職、特に教頭が月末に書類の整理のためだけに、各教員に声をかける手間も減り、さらに言えば、教育委員会からの諸帳簿の監査における意味のないチェックもひとつ減るのではないだろうか。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。	136			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
691	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国勢調査の廃止	国勢調査の廃止を含めた抜本的改革。	国勢調査人口を様々な政策に活用するのをやめて頂きたい。住基人口の方が精度が高いと思われる。コストに見合っていない。調査方法もアナログで時代に合っていない。特に聞き取り調査などはこのご時世論外。基礎自治体の負担は重い。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
692	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国勢調査について	国勢調査に対する回答を最近行ったのですが、LGBTQやパラレルワーカーなど人の在り方が多様化している時代に全くそぐわない内容の質問が多く、もう少し時代に即した形に質問内容を改善いただけたらと思います。	性別は男性か女性のみ。仕事は1つしか記載できないとなりました。仕事も1つではなく副業も認められ、メインと副業との収入の差もそこまでない、むしろ副業の方が稼いでいることも近年では珍しくありません。 どうか現実にもそした国勢を調査いただけるよう質問内容の改善をお願いいたします。	個人	総務省	国勢調査の調査事項については、国や地方公共団体の施策への利用、国民意識からみた普遍性・妥当性、回答の負担や正確性の確保、各種法令への対応など、様々な観点から総合的な検討を行い、有識者からなる統計委員会の審議を経て決定しています。		その他	次回においても同様のプロセスにより、決定していくことになります。	
694	令和3年3月24日	令和3年4月16日	防衛省における人事評価記録用紙の廃止または簡略化	防衛省における人事評価記録用紙(能力・業績)の廃止または簡略化を提案します。	防衛省・自衛隊は特別職国家公務員という一面をもつため、一概に一般職国家公務員の人事評価の考え方を導入するのはいかがなごとか。 また、3四半期及び年度末は他の業務があるなか、人事評価記録用紙の誤字脱字やマニュアルに示されている記入例に沿っているか等の確認に追われ、結果的に業務量が増えています。捌ききれないため土日の出勤もあります。 人事評価記録用紙は保管はしますが、使うのは、全体標語ですので、人事評価記録用紙の廃止や簡略化を考えた方が良いのではないのでしょうか。人事担当者の負担を軽減して頂きたい。 人事評価記録用紙に悩む官公庁は防衛省、自衛隊だけではないと思いますが。	個人	防衛省内閣官房	行政ニーズが複雑高度化・多様化し、その変化のスピードも速くなってきている中で、国民の期待に応え、真に国民本位の良質で効率的な行政サービスを提供し続けるためには、その担い手である国家公務員の在り方、育成方法にも変革が求められており、自衛隊においても、装備品の高度・複雑化、任務の多様化の中で、精強性を確保することが求められ、これを担保する観点から、能力・実績主義に基づいた適正な人事管理が必要不可欠となっています。 こうした状況に対処するためには、採用試験の種類や年次等を過度に重視した任用や年功序列的な給与処遇などの集团的、画一的な人事管理ではなく、隊員個々の能力や実績等を的確に把握して、適材適所の人事配置やメリハリのある給与処遇を実現し、業務遂行意欲を向上させ、公務能率の一層の増進を図っていくことが必要であり、このような新たな人事管理を推進していくための基礎となるツールとして、人事評価制度は必要不可欠なものです。 自衛隊においては、特別職としての特殊性を十分考慮した上で、一般職に準じた措置を講ずるべく、人事評価に関する訓令(平成28年防衛省訓令第56号)において、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第31条の2第3項の規定に基づき、人事評価に関し、評価者が被評価者を適正に評価する上での評価項目や被評価者の行動に対する着眼点などの人事評価に必要な事項等を定めています。 人事評価は、能力・実績主義の人事管理の基礎となるツールであるとともに、個々の隊員の側からみれば、自らの強み・弱みを把握して自発的な能力開発等を促すことにもつながるなど、人材育成の意義も有しており、また、人事評価を適切に実施するためには、評価者に対して、それぞれの業務の目的、目標を明らかにすることが必要となり、隊員がそれをよく理解することが求められ、さらに、評価の過程における評価者と被評価者との間の面接等のコミュニケーションを通じて、組織内の意識の共有化や業務改善等にも寄与するものと考えられることから、人事評価は、これらの効果を通じ、活力ある公務組織の実現や効率的な行政運営に資するものと考えています。	人事評価に関する訓令(平成28年防衛省訓令第56号)	検討を予定	人事評価は、人事管理の基礎となるツールとして、任用、給与、分限等に活用するとともに、期首・期末面談や指導・助言等を通じて人材を育成する意義も有しており、また、評価者と被評価者との間のコミュニケーションを通じて組織内の意識の共有、組織パフォーマンスの向上に寄与するものであることから、人事評価記録用紙については、人事評価をする上で、必要不可欠であるため、引き続き適正に実施及び管理をしていただきたく存じます。 今般の人事評価記録用紙の改善の提案も踏まえ、適正な人事評価及び制度運用が実施できるよう適時適切に改善のための方策についても検討してまいりたいと考えています。	
695	令和3年3月24日	令和3年5月24日	市役所の年金課と年金事務所	市役所の年金課と年金事務所を一緒にして欲しい。市役所の手続きで、年金額がわかるものを別の場所の年金事務所に取りに行って欲しいと言われるたびに無駄だと思わない。なんならマイナンバー制度で紐づければ一瞬でわかるだろうに。	市役所だけで手続きがワンストップで完了します。	個人	厚生労働省	マイナンバーを活用した年金関係の情報連携については、地方公共団体等から日本年金機構への情報照会は、令和元年10月以降から順次本格運用に移行しており、一部の事務手続きにおいて、年金証書等の添付書類の省略が可能となっています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条	対応	マイナンバーを利用した情報連携は、従来必要であった添付書類を省略し、国民の利便性を高め、行政の効率化を目指すために重要であり、各制度を所管する府省と協力しながら、引き続き、情報連携の効果が最大限発揮されるよう取り組んでまいります。	
696	令和3年3月24日	令和3年9月10日	学校事務のオンライン	公立学校内の配布物や事務手続き、オンライン化してほしいです。 PTAは、アンケートなど、徐々にオンラインに向けて動き出しましたが、肝心の先生や校長とのやりとりは、未だに紙で提出。 そのために仕事を休んだりして先生をつかまえて無駄な時間を費やします。子供との貴重な時間にあてたいです。 欠席連絡もできるものから、オンラインかしてほしいです。校長が変わると方針が変わり、手間が増えるのも辞めてほしい。 働きながら無駄な時間を費やしています。	世田谷区は、学童と学校の所管が違い、情報が連携されない。怪我をしても引き継がれなかったことや、コロナで学校の保護者会は再開されたのに、学童は開催できない。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
697	令和3年3月24日	令和3年4月16日	一元的文章管理システム及び官庁会計システムの統合または連携について	現在、総務省の管轄となっている一元的文章管理システム(以下、電子決裁とする)と財務省の管轄となっている官庁会計システム(以下、ADAMSとする)の発議内容を連携することにより、回議が必要となる文書の量を削減することができる。	以前省庁で補助事業の担当をしていた際、補助金の交付決定の手続き時に電子決裁で起案を行い、最終決裁者まで承認を得た後、改めてADAMSで支出負担行為決議書の発議を行い、支出負担行為担当官の決裁をとっていた。この2つの決裁ルートはほぼ同じであり、また行政決裁そのものは電子化されているにも関わらず支出負担行為決議書についてはADAMSで発議したのち各担当者の印鑑を貰ったのち、支出負担行為担当官と官署支出官の公印を貰うことになっており、承認プロセスが重複している。文書管理システム内に負担行為の発議が必要なものについて金額を入力する欄を併設し、公文書としての審査と並行して会計処理の審査も行うことができれば手間が省ける。また支出負担行為担当官及び官署支出官の公印についても、現状会計検査院に提出する書類に含まれているため押印しているが、電子決裁の承認をもって認められるとなれば現在行われている押印手続きの廃止にもつながるのではないか。	個人	総務省 財務省	【財務省】 (交付決定と負担行為の決裁の一元化について) 支出負担行為取扱規則別表甲号19に基づき、補助金交付決定に係る支出負担行為の整理時期については、(交付決定に係る)指令をするときと規定されています。 なお、補助金の交付決定や支出負担行為決議の決裁方法(両者の決裁を同時に行うことの可否、最終決裁権者等)については、補助金適法法令及び会計法令上、定められておりません。  【総務省】 (ADAMSの決議書・証拠書類(決議書)の電子化について) 官庁会計システムで作成した支出負担行為決議書を印刷し、紙による決裁を行っています。 また、支出官による確認を受ける際も同様に紙の決議書に押印を行っています。  【総務省】 文書管理システムについては、電子決裁移行加速化方針(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)において、各府省の申請等を処理する各府省の個別の業務システムとの連携をより円滑に行えるようにするため、令和4年度までにAPI化を図ることとされており、現在、システム更改を進めているところです。計画的・継続的に文書管理システムの使い勝手の向上に取り組んでまいります。	【財務省】 支出負担行為取扱規則別表甲号19  会計法第十三条の二  【総務省】 なし	【財務省】 現行制度 下で対応可能  対応  【総務省】 現行制度 下で対応可能	【財務省】 (交付決定と負担行為の決裁の一元化について) 会計法令上、補助金の交付決定と支出負担行為の整理が同時であっても問題ないものと解されます。 また、補助金の交付決定や支出負担行為決議書の決裁方法(同時決裁の可否、最終決裁権者等)については、補助金適法法令及び会計法令上、定められておりません。そのため、両者の決裁を同時に行うことも各府省の判断で可能と考えられます。  (ADAMSの決議書・証拠書類(決議書)の電子化について) ご提案をいただいた支出負担行為決議書等については、現在、財務省会計センターにおいて開発中の次期官庁会計システム(以下、ADAMS IIという。)及び会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(以下、ELGAという。)を連携することで、電子決裁を可能とする予定です。なお、ELGAに登録された証拠書類及び証拠書類の添付書類については、システム上で会計検査院への提出が可能となります。 補助金交付決定に係る決裁を併せて行う場合は、ELGAにおいて当該支出負担行為の決裁を起案する際に、決裁対象となる文書を添付文書として登録することで同時に決裁することが可能です。 なお、次期ADAMS II及びELGAについては、いずれも令和4年1月からの運用開始を予定しております。  【総務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
698	令和3年3月24日	令和3年4月16日	コロナ禍における大学のオンライン授業について	都内国立大学、私立大学の対面授業を増やし、大学生の緊急事態宣言中を解除してほしい。	在籍する都内私立大学文学部は、ほぼ100パーセント、オンライン授業です。 この時に、小中高生でもなく、社会人でもなく、大学生であることが、本当に悔しく悲しいです。 高校生以下の通常登校、部活復活、会社通常就業、リスクが高い高齢者も動くGo Toトラベル、Go Toイート、イベント人数制限緩和… 感染を抑えながら経済を回す… 来年のセンター試験は、検温もなく大勢で試験ができるようです。 大学生だけいつまでも緊急事態宣言、自粛要請が解除されない状態です。 大学生は行動範囲が広いから！と言われます。行動範囲が広いのは大学生だけではないです。 大学をオープンにし、クラスターが出た場合、マスコミに書かれ、大学が困るからなのは。  悔しき悲しさを大学に何度か電話をしました。事務の方は、泣きながら話してしまう私の話を一生懸命聞いてくださいます…でも、なかなかその声は上には伝わりません。 そのため、こちらに投稿させて頂きました。  来月、文部科学省が対面授業が半分以下の大学を公表してくださるとお聞きしました。 後期の授業はあと少し… 大学側が、変わってくれることを願うばかりです。  Twitterでの大学生達の悲しい叫びを読んでください。  よろしくお願います。 ありがとうございます。	個人	文部科学省	番号471の回答を参照してください。				
699	令和3年3月24日	令和3年4月16日	自治体消防の見直しについて	現在、自治体消防、組合消防がありますがせめて県の組織にしてもらいたい。	消防に関する住民サービスは現在、住んでいる市町村によって非常に大きく差があり、また不利益に繋がる地域もある。例えば市町村の境目にある自宅。そこにたどり着くのに隣の市町村の消防署の方が20分近く早く着くケースもある。命、財産を守り切れないのが現状。家が燃えて消防車が一台しか来れないケースもある自治体もあるが、川一つ越えれば12台来るのが現状。車両維持費、購入費も多大な税がかかっておりかなりの節税になる。組織が大きくなれば地域によるサービスの大きな差が無くなり、また余分な消防車も所持、維持する必要がなくなる。職員の教育方法や必要スキルも地域差が無くなる。全てに於いて国民の為になる。勝手な自治体都合や、組織の幹部都合で出来ないのではなく、命、財産がかかっている事なので普通に考えれば直ぐにでも実行して頂きたい。	個人	総務省	番号410の回答を参照してください。				
700	令和3年3月24日	令和3年4月16日	外務省のJPO制度	JPO制度に対する豪華すぎる待遇の改善 35歳以下の若者を国連機関に送る目的で2年半の件費予算付きで各国際機関にJunior Professional Officerという肩書で毎年40-50名が各地の国際機関に送られます。3年目に関しては件費が国際機関と折半ですので、実質2年半と書かせていただきました。令和2年度で総予算23億円です。一人当たり1年間の費用が1500-2000万円です。	ここで疑問に思うのはJPO達の待遇です。 1. 飛行時間9時間以上の目的地へはビジネスクラスでの赴任 2. 家賃補助を受け取って、ひと月\$2000-4000の住宅に居住(例えば、ニューヨークで国連近くのタワマン、パリではエッフェル塔近く、ナイロビでは200平米の庭付き邸宅などに居住) 3. 途上国中心に派遣するのが基本にもかかわらず、最近ではニューヨークやジュネーブなど給与コストの高い勤務地にJPOを派遣しておりその結果コストアップにつながっている。  本来、国連への就職は公募やYPP(試験採用)などが基本であり、研修の身でありながらJPOに対して豪華すぎる待遇は必要であるのか？ 私自身公募で国連機関に就職しましたが、家賃は全額自己負担で通勤片道1時間以上です。片道1時間以上の通勤時間をかければ、東京でもそうですが、家賃は大幅に安くなります。	個人	外務省	JPOは、あくまで各国際機関の「職員」(研修生ではない。)として働く制度であるため、給与やその赴任費用などの待遇は、JPOであるかないかの別なく、他の職員と同様に、各国際機関の規則に基づいて算定・決定されています。	各国際機関の制度	その他	JPOを含めた国際機関職員の待遇は、各国際機関の規則に基づき、JPOであるかないかの別なく、所定の規則に基づいて算定・決定されているものです。当該規則はその機関で勤務する職員共通の制度として、各国際機関において定められたものであり、日本政府として独自にJPOの給与を定めていることはありません。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
701	令和3年3月24日	令和3年4月16日	PTAの廃止または運営の見直しについて	PTAの廃止。 又は運営の見直し…強制参加ではないが、実際は強制参加の暗黙のしきたりが続いている。本来の有志者のみでの運営ができるよう、国レベルで改革をしなければ、根深い習慣が染みついていてPTAのしきたりは変わらないと思う。	・理由1:共働き世帯が増えている。夫と妻の2馬力でないと家計が成り立たない子育て世帯が多くある。PTAに参加するために仕事を休む機会が増えると仕事を継続できず、家計に影響がでる。仕事と家事の両立で自身の子供と向き合う時間がとても少ない中、PTAに参加してさらにその時間がなくなる事に大きな違和感がある。また子供に申し訳ない。子供を産み育てる不安への、とても大きな一因であると思う。 ・理由2:2人目や3人目など子供の預け先がない。身近に親族がいない場合、子供を連れて、または子供を自宅において参加をしなければならず、子供を危険にさらす場合がある。 ・晩婚化が進むため、親の介護をしている人もいる。 ・理由3:教職員の負担を少しでも減らすため。日々の学習や児童対応でも大変な中、PTAを通して保護者への配慮もしなければならない。PTAを廃止すれば教職員の業務も減ると思う。 ・理由4:昔のように専業主婦が多かった時代とは変わっている。時間にゆとりのない現代には不向き。 ・理由5:「女性が輝く社会」と都合良く解釈している。現実はこの国の余裕(時間・金銭)のなさから、子育てに仕事に介護に「女性に負担ばかりかけている社会」と感じる。少しでも女性の負担を減らし、妊娠や子育てのハードルを少しでも低くなるよう、改善してほしいと強く強く願っています。管総理大臣、河野大臣の改革に大きな期待をしています。ゆとりや安心がほしいです。よろしく願いいたします。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。					
702	令和3年3月24日	令和3年5月24日	カンマ廃止	法務省をはじめとする一部の省庁、地方自治体において、読点に「,」カンマが使われている。読点に「,」カンマが使われている。とにか読みづらいです！ そもそも国で読点が統一されていないのはいかかなものかと思えます。	私が勤務する役場では「,」点を読点として使用しますが、県ではカンマが使われているため、県からの資料や様式をコピーして使用する際にカンマを点に打ち直す作業が必要となります。 これがものによっては面倒な作業でして仕様書とか20pを超えるものになると結構めんどくさいです。 また、県へ出向した職員も最初これが慣れないみたいです。 どーでも良い提案かもしれませんが、職員のちょっとした手間がなくなると思えば効果は大きいと思います。	個人	文部科学省 内閣官房 法務省	「公文文改善の趣旨徹底について」(昭27年内閣閣内第16号依命通知)で「これを関係の向に通知徹底せしめることは、公文文改善の実をはかるため適当なことと思われる」として示された「公文作成の要領」(昭27年内閣閣内第16号依命通知別紙)は、公文文を、感じのよき意味のとおりやすいものとするともに、執務効率の増進をはかるため、その用語用字・文体・書き方などについて、示したものです。その「第3書き方について」の5注2で「句読点は、横書きでは「,」および「。」を用いる。」と示されています。 ただし、「公文作成の要領」が通知されて既に70年近くを経ており、現状の公文文の作成においては、言葉に対する意識の変化や和文タイプライターを使用しないなどの社会状況の変化に合わせて省庁ごとに柔軟に運用されるようになり、読点について「,」の使用を許容している省庁もあります。 なお、上記の依命通知は、地方自治体における読点の使い方を定めるものではありません。	「公文文改善の趣旨徹底について」(昭27年内閣閣内第16号依命通知)、 「公文作成の要領」(昭27年内閣閣内第16号依命通知別紙)	検討に着手	文化審議会国語分科会において、令和3年3月12日に「新しい「公文作成の要領」に向けて(報告)」が取りまとめられたところであり、その中では読点には「,」でなく、「,」を用いることを原則とすることについても内容に盛り込まれております。当報告を踏まえ各府省庁における取扱いについて関係府省庁と検討を行う予定です。		
703	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国際緊急援助隊の備蓄物品の効率保管について	現在、外務省の国際緊急援助隊の物品はJICAが契約する成田倉庫に保管してあります。 海外で発生した災害に迅速に対応するために、多様な機材や医薬品等が保管されています。 一方で、近年、海外への派遣機会が少ないため、期限切れになった大量の医薬品等を費用をかけて処分しています。 期限切れになる前に災害医療センター等の国内災害の拠点病院で利用することを提案したい。	国際緊急援助隊の救助及び医療チームは近年、3年から4年に一度チームが派遣されている。国際的な突破的な災害に対応するために、特に医療品は大量に保管している。 高額な治療薬等も含め、全く使用せずに破棄になる事が多い。その破棄コストも発生している。また、新型コロナウイルスでマスクや個人防護具が市場で不足している中、同倉庫には使われず保管されたままの感染症用の備品が保管されていた。 そのため、国際緊急援助隊の医薬品を災害医療センターもしくは国立病院等に期限内に引き渡すことを提案したい。 上記によって、毎年数百万円規模の予算削減が可能。また、国内で需要が緊迫した際に緊急的に使用することが可能となる。 長年、この医薬品の有効利用については議論されてきたが、外務省と厚労省と調整する必要があったため、話が進まなかった	個人	外務省 厚生労働省	国際緊急援助隊の派遣用物品は、JICAが契約する倉庫(成田に立地)に保管しております。医薬品・医療品については期限を迎えたものは順次廃棄を行っています。これらの廃棄量を可能な限り削減し予算の効果的な活用のため、在庫量を3日間の診療に必要な量のみとし、それ以上については実際の派遣があった際に緊急調達で対応することとなっております。	国際緊急援助隊の派遣に関する法律 第七条	対応不可	JICAでは、適正な在庫量の確保と廃棄量の可能な限りの縮減、及び予算の効果的な活用のため、在庫量を3日間の診療に必要な量のみとする対応を導入して既に5か年度経過しております。御提案については、受け取る側にとっては残存期間が長いことが望ましいが、在庫管理の観点からは、医薬品の調達費用、その頻度を少なくするため有効期限まで保有の方が望ましいことから、予算の効率的かつ適切な執行の観点から現在の対応を継続することとしています。調達費用に加え廃棄にかかった実際の金額を踏まえ、「毎年数百万円規模の予算削減が可能」との御指摘については、過去3か年の医薬品及び医療品の廃棄金額合計(購入時の単価に廃棄量を乗じて算出、廃棄処理費用も含む)は2018年度0円、2019年度11万4千円、2020年度113万1千円となっております、事実誤認と思われる。		
704	令和3年3月24日	令和3年4月16日	防衛省・防衛装備庁や外務省HPの報道発表資料への問い合わせ先の記載	防衛省・防衛装備庁や外務省のHPでは、報道発表資料が日々掲載されているが、問い合わせ先となる所管の担当部署名が全く記載されていない。他の省庁(例えば、総務省、厚労省、文科省、国交省)などでは、所管の担当部署名や担当者名、電話番号がきちんと掲載されている。防衛省・防衛装備庁や外務省においても、国民からの問い合わせに責任を持って答えられる問い合わせ先を明記すべきである。	HPで一般国民に向けて広く情報を公開する以上、質問などをしたい国民からの問い合わせ先が明記されていない事態は全くもってアンフレンドリーである。他の省庁では当たり前なのが来ていないのは、報道機関はともかく、一般国民からの問い合わせを受けられることだけ避けたいとの疑念を抱いてしまう。もしかしら、広報担当部署が一元的に一般国民からの問い合わせ窓口となっているのかもしれないが、それでは国民からしたら、たらい回しであったり、回答の伝言ゲームになってしまう。国民からすれば、直接担当部署に問い合わせられることが、回答の的確性や迅速性の観点からベストであることは言うまでもなく、問い合わせ先を記載するだけで、劇的な国民サービスの改善に繋がらずである。もしかしら、報道機関向けの資料には問い合わせ先が記載されているのかもしれないが、報道機関を通してだけでなく、一般国民と直接対話することが真の行政サービスであることを自覚していただきたい。この意見は元外務大臣であり防衛大臣であった河野大臣にもお伝え頂ければ幸いです。	個人	防衛省 外務省	【防衛省】 防衛省・防衛装備庁では、防衛に対する日本国民及び外国人の認識と理解を深め防衛施策に対する信頼と協力を得るため、防衛省本省や防衛装備庁、また各自衛隊等のホームページにおいて、防衛政策や自衛隊の活動等を報道資料として、報道機関だけでなく、広く国民の皆様に対し情報発信を行っています。 また、防衛省・自衛隊は所掌事務が広範囲かつ多岐にわたり、また、部隊等が全国各地に点在していることから、国民の皆様からは報道発表資料のみならず、その他の自衛隊の活動等についても、多くのご質問・ご意見が寄せられているのが現状です。このようなご質問・ご意見に対し、的確かつ速やかな対応を行うためには、問い合わせ内容等について一元的な対応をする必要があることから、国民の皆様からのご質問やご意見の受付・回答部署を、それぞれの部署ではなく、広報担当部署に一元化しているものです。このようなことから、報道発表資料に問い合わせ先となる所管の担当部署名や連絡先の記載は行っていません。 【外務省】 外務省ホームページに掲載される報道発表のページには、主管課のリンクを掲載しており、このリンクをクリックすることで、主管課の内線番号が表示されるページに飛ぶことができます。	【防衛省】 防衛省・自衛隊は所掌事務が広範囲かつ多岐にわたり、また、部隊等が全国各地に点在していることから、問い合わせ内容等について一元的な対応をする必要があるため、国民の皆様からのご質問やご意見の受付・回答部署を、それぞれの部署ではなく、広報担当部署に一元化しているものです。このようなことから、報道発表資料に問い合わせ先となる所管の担当部署名や連絡先の記載は行わないこととしています。 【外務省】 外務省HPの報道発表に関しては、引き続き、ページの最下部に、問合せ先となる主管課室名を記載し、主管課室の連絡先(内線番号)が表示されるページに飛ぶことのできるリンクを掲載いたします。	【防衛省】 対応不可  【外務省】 対応			

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
705	令和3年3月24日	令和3年4月16日	税務署との連絡方法をメールなども使えるようにならないか	税理士は、申告内容や税務調査において税務署と文書などのやりとりを行います。税務署側では、文章の発信をほぼ郵送でしかできないようなので、双方にとって非常に手間になっています。 例えば、税理士側がエクセルで作成した表を印刷した上で税務署に郵送しております。税務署側はそれを手入力でエクセルに直し、修正を加え印刷して郵送する、といった事を繰り返します。メールで電子データを送れば一瞬だし再利用もできるので、現状の方法は非常に非合理的と感じます。	メールの使用を許可いただければ良いだけです。誤発信など情報の漏洩リスクがあると思いますが、それは民間においても同じで、それを恐れては前に進まないと思います。 他に、e-taxで利用しているメールボックスは、現状ではほぼ税務署側からの定型文書の発信しかできませんが、これを双方向から自由な文書などの発信ができるようにすれば、メールの代替として利用できると思います。 効果は双方にとって手間が省けるところです。また、コミュニケーション手段の多様化は、一般の納税者にとっても税務署に対する問い合わせなどで有用性があると思います。	個人	財務省	番号315、規制改革の番号637の回答を参照してください。				
706	令和3年3月24日	令和3年5月24日	国家公務員の在庁時間調査について	国家公務員の在庁時間調査を開始いただきありがとうございます。  しかしながら、在庁時間についても残業と同様自己申告での調査であるため、みなさん基準に引っかけられないように、実際の時間より短く申告しているという実態がございます。そして、入力の手間もあります。  そのため、以下の方法で在庁時間を出すように決めていただけないでしょうか。  農林水産省では、入館証にマイナンバーカードを使用しているため、マイナンバーが入退場ゲートを通過した時間から在庁時間を算出する。 (現場の職員一人一人の入力の手間なし。)  ご検討よろしくお願いたします。	現在の在庁時間調査で、より正確なデータを取り、今後の施策に反映させるため。	個人	内閣官房	「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)において、各府省等は、勤務時間管理をシステム化し、職員の勤務時間の「見える化」に取り組むこととなっております。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
707	令和3年3月24日	令和3年5月24日	国民年金被保険者実態調査のマークシート化	国民年金被保険者実態調査について、現在冊子型の調査票を配布、冊子に直接記入した上で三つ折りにし、日本年金機構に返信する形式がとられている。 その回答方法をマークシート形式に変更し、マークシートのみを返信用封筒に入れる形にする。	返信のための費用を削減するため、封筒が小さいため冊子型の調査票を入れることが困難である。また冊子は質問票と一体となっているため、万が一封筒の中を第三者に見られた場合、質問の内容まで把握されてしまうことになる。さらに集計も手入力の必要があると考えられる。マークシート式にすることで返信する際の手間を省き、質問の内容が他人に知られることも無くなる。また集計も機械で自動的に行うことができるため、集計の時間や人員の削減につなげることができる。	個人	厚生労働省	国民年金被保険者実態調査は、統計法に基づき、総務大臣の承認を受けて3年に1度実施しています。 記入済みの調査票を返信用封筒に入れていただき、郵送にて回収する方法で調査を実施しておりますが、調査票には氏名等を記入する欄は無いため、記入済みの調査票からは個人を特定できない形となっております。	統計法 国民年金法	その他	制度の現状欄に記載のとおり、本調査は3年に1度実施しております。次回(令和5年)調査に向けて、具体的な調査の実施方法についても今回いただいたご意見も参考にさせていただきますながら、どのような形が望ましいか総合的に検討を進めてまいります。	
708	令和3年3月24日	令和3年7月7日	大学教員採用の際の履歴書の形式について	大学教員の公募の際の履歴書や研究業績書のフォーマットを統一するように各大学に連携してほしい。	若手研究者の冷遇や、研究者全体の研究時間の減少が叫ばれて久しい。私を含めた若手研究者は任期制の不安定なポストの中、毎年10や20の公募に応募する。だが、各大学でまったくフォーマットが違うため、応募の際に履歴書・研究業績書を作成し直さなければならない。他の書類(教育に対する抱負やシラバス作成など)を含めて丸2日ほど応募に時間がかかるので、下手をすれば年間1ヶ月近く公募書類の作成に時間を費やしていることになる。 現在でも文科省がすでに作成した様式が存在するが、各大学はそれを採用する気配がない。研究時間の確保、若手の待遇向上のためにも、共通様式を各大学で採用するように連携してほしい。	個人	文部科学省	大学教員の公募書類については、各大学の方針に基づき、各大学の判断でどのような書類をどのような様式で提出するか決定されています。	なし	対応	大学教員の公募にあたり、応募者に対しどのような書類をどのような様式で提出を求めらるかは、各大学の方針に基づき各大学の判断で決定すべきものですが、応募者の負担軽減に向けた各大学の取組を促すべく、令和3年6月に各大学指定の様式と異なる応募書類の柔軟な受付やJREC-INポータルでの応募書類作成ツールの活用について周知を行いました。	
709	令和3年3月24日	令和3年5月24日	日本学術会議の定年制を、連携会員まで広げるようにする	日本学術会議の会員・連携会員の選定方法は、やはりおかしいと思う。個人が後継者を選ぶことが可能な仕組みであり、実際に、選考方法が偏っていると思う。一度会員になった人が、連携会員としていつまでも残り、力を振るう。会員に対しては、折角、70歳定年制を敷いたのであるから、連携会員に対しても、70歳定年制を敷くべきである。	日本学術会議の会員だけでなく、連携会員に対しても70歳定年制を取り入れることにより、若い人が力を発揮できる。多様な人々が選ばれる可能性が広がると期待される。 現行の制度では、特定の個人が、何時までも連携会員として居残り、その個人が次の会員等を指名できる(可能性がある)ため、お友達集団でしかない。	個人	内閣府	日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣の所轄とされています。 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命することとされており、再任の回数は2回が限度とされているほか、任命の時点で70歳以上であるときは、当該任期限りとされています。	日本学術会議法	検討に着手	令和2年12月16日に中間報告を公表し、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて、日本学術会議において検討を始めています。  日本学術会議のより良い役割発揮に向けて(中間報告) <a href="http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf25/siryos305-tyukanhoukoku.pdf">http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf25/siryos305-tyukanhoukoku.pdf</a>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
710	令和3年3月24日	令和3年9月10日	公立学校の出勤簿を廃止してほしい	大臣の押印の廃止発言が注目され、地方自治体でも次々に押印配信を宣言されていますが、公立学校、特に小中学校には一部でいまだに出勤簿が残されています。例えば愛知県では、職員自身の出勤印は省略可となっているが、出張や休暇のゴム印を学校事務職員が全職員の出勤簿に押印しています。非常勤職員は出勤印も継続しています。しかし愛知県本庁や服務監督者である市役所等では出勤簿は廃止済みであり、小中学校にだけ出勤簿が根強く残され、タイムカードどころか管理職の勤怠管理簿すら導入されていません。時代遅れの出勤簿の廃止と勤務時間を自動的に記録する勤怠管理の仕組み導入を強く要望します。	文部科学省では教員の働き方改革に取り組み、教員の在籍時間数調査を定期的に行い、在校時間削減を学校現場の管理職にのみ強く求めています。出勤簿を廃止してタイムカードやIC職員証などを使用して勤務時間を自動管理すれば、在校時間の記録や調査統計にかかる教員の負担、さらには教員特殊業務手当や非常勤職員の報酬、行政職員の時間外勤務などの実績給、週休日の出勤にかかる振替など勤怠管理にかかる様々な事務処理手順の簡略化や人件費の削減が期待でき、働き方改革においても現実的で具体的な政策立案に大きく寄与すると考えます。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。				
711	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国家公務員キャリア制度の改革	国家公務員のキャリア採用制度は試験の成績によって採用され、一旦任用すればその後一生安泰といった、世界では考えられない人材活用制度となっている。これは明治時代より多少の変化はあっても、最も改革が遅れている制度である。このことは変化する国際情勢の中にあって、将来の日本の発展を阻害する大きな要因ともなっている。優秀な人材の活用こそが明治維新の時のような国家反映の基礎である。	国家公務員の総合職(キャリア)の人材は国家にとって最も重要な人材である。しかし、そのような人材は大学や大学院を卒業したばかりの、採用試験の成績で選考できるものではなく、海外での活動も含めた社会活動の業績の中でこれからの日本の発展に必要な経験や技能を持った人材の登用にある。これは明治維新の人材登用にも似たものであり、これこそが行政改革の大元である。従って、国家公務員の総合職採用にあたっては、社会での活動実績を持った者を採用すべきであって、霞が関のビルの中で本を読み、3年経ったら別の部門に移るといった机上での人材育成では出来ない、即戦力となる人材の流動的活用が必須である。このためには大学や大学院卒業生には、ボランティア活動でもよし、実業界でもよし、海外での支援活動でもよし、あらゆる分野で国家に役立つ実績を持った者の中から採用する、またはスカウトする採用方法に改革すべきである。国家公務員は法律に基づき仕事をすることは当然であるが、政治家の秘書ではない。法律が国家の発展を妨げるものであれば、国会にて政治の場にも改革を求めることも必要である。	個人	内閣官房人事院	番号407(国家公務員)の回答を参照してください。				
712	令和3年3月24日	令和3年4月16日	那覇空港における航空交通管制業務について	航空交通管制業務を国土交通省から防衛省に移管する。	通常、自衛隊基地と民間空港が併設されている空港、(新)千歳、三沢、茨城(百里)、小松などにはにおける航空管制業務は自衛隊によって行われています。しかし唯一、那覇基地における飛行場管制及び嘉手納、普天間を含む周辺空域の進入管制業務については国土交通省航空局の管制官が業務を行っております。指揮命令系統が違う二つの組織によって基地の運用が行われている状態では、基地機能の低下を招きかねません。指揮命令系統を統一することにより基地機能、有事の際の適応力の向上を図るとともに、民間機、自衛隊機、米軍機を同時に取り扱うことにより自衛隊航空管制官(員)の技能、即応力、米軍との連携の向上を目的としています。	個人	国土交通省防衛省	過去、民間航空機については自衛隊基地(飛行場)には就航されておらず、民間航空の発展のため飛行場を有効に活用する観点から、自衛隊飛行場への民間航空機の就航が進められてきました。代表的な例が、三沢、茨城(百里)、小松、岩国、徳島などの自衛隊等飛行場への民間航空機の就航となります。那覇空港は、沖縄返還以降、自衛隊基地機能も残しつつ、地域の強い要望を受け民間空港としての機能発展を進めてきた経緯があります。現状、国土交通省の管理する国管理空港であり民間航空機のほか自衛隊機も使用する空港となっておりますが、航空法第137条第3項及び航空法施行令第8条第1項に基づき、自衛隊機の運航に必要となる「出発する自衛隊機等に係る航空法第97条第2項に基づく飛行計画の通報」及び「到着した自衛隊機(航空法第97条第2項の規定により飛行計画を通報したものに限り。)」に係る航空法第98条に基づく到着の通知」を除き、国土交通大臣の権限の下、全ての航空交通管制業務が一元的に航空局の航空管制官により実施されています。	航空法(昭和27年法律第231号)第137条第3項、航空法施行令(昭和27年政令第421号)第8条第1項	対応不可	那覇空港は、国管理空港であり、その供用開始時から民間航空機が使用し、国土交通大臣の権限の下で航空交通管制業務が実施されております。また、那覇空港は、本邦及び外国航空会社が就航する航空交通量の多い空港であり、沖縄県と国内外を結ぶ人流・物流の拠点として極めて重要な役割を果たしているとともに、安全保障上も必要不可欠です。那覇空港の航空需要に適切に対応し航空ネットワークの拠点としての役割を果たすためには、那覇空港を使用する民間航空機及び自衛隊機の安全かつ円滑な航空交通を確保することが重要であり、安全保障上の観点も踏まえつつ、引き続き、国土交通大臣の権限の下、主に民間航空機に対する航空交通管制業務を実施する航空局航空管制官により那覇空港における航空交通管制業務を実施して参ります。	
713	令和3年3月24日	令和3年4月16日	不要な組織や事業の廃止	総務省の行政評価と財務省の予算執行調査は廃止してもいい。行政評価は、全く無駄。財務省の予算執行調査は、会計検査院と同じようなことをやっているだけだ。これらがあっても、国民にメリットは何にもない。	はっきり言って無駄。行政評価は組織維持のためにやっているようなもの。予算執行調査は、財務省は何もやらず、全て各省庁にやらせていて、いわゆる落とし所も、各省で考えている。	個人	総務省財務省	【行政評価について】 総務省行政評価局は、政策の担当府省とは異なる立場から、複数府省にまたがる政策や各府省の業務の実施状況について調査を行い、政策や制度・業務運営の見直し、改善案を提示することにより、質の高い行政の実現に取り組んでいます。  【予算執行調査について】 予算執行調査は、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会が多い財務局職員が、予算執行の実態を調査して改善すべき点を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。	なし	その他	財務省は、財政当局として予算の見直しや執行の効率化等につなげていく観点から、総務省は、政策や行政運営を改善し、よりよい行政を実現する観点から、それぞれチェックを行っており、こうした重層的な取組によりPDCAサイクル機能を強化していくことが重要であると考えています。引き続き、会計検査院も含め関係機関で適切に連携しつつ、行財政運営の質を高めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
714	令和3年3月24日	令和3年4月16日	公務員の人事制度改革(試験区分による昇格の見直し等)	国、地方自治体を含め、公務員の昇格は総合職、一般職か、一般職でも大卒、短大卒、高卒程度のどの試験区分によって昇格のスピードが異なることを見直し、採用区分に関わらず優秀な人材が昇格できるようにする。 逆に能力がないあるいは困難度が低い職務をしている職員をもう少し簡単に降格出来るようにする。 民間等からの能力のある転職組が役職の観点において不利にならないようにする。 国や地方自治体での役職の均一化を図り、地方自治体に優秀な人材がいくようにする。	今後電子申請等のデジタル化が進むと、公務員の業務の中に単純作業が少なくなり、より頭で物事を考えて仕事をするようになる。また、団塊の世代の大量退職や、大学への進学率など社会構造が昭和から大きく変化している中で、より優秀な人材が重要なポストで仕事ができるよう、従来の人事制度は改革する必要がある。 採用試験区分による不公平は顕著で、例えば、大卒試験で入った人と、高卒試験で入った人が仕事をしながら大学を卒業した人を比べた場合、仕事の能力に関わらず明らかに大卒試験で入った人の方が昇格をしていく。 しかし、公務員の改革ができる人事の中核にいるものは、高位の役職であり、不利な扱いを受けてこなかった人が多く、改革を重要視するものが少ないため、こういった機会に様々な職位の人から人事制度について意見を聞いた上で改革が必要と思われる。 国と地方の出世格差は、30代前半の国キャリア組が、都道府県の重要なポストの課長をその自治体の50代前半職員が行う仕事を担当したりするが、極めて不自然で、国と各地方自治体のトップの優秀層の昇格スピードをもっと同じにしないと優秀層が地方自治体を目指さなくなり、ひいては地方都市の衰退につながりかねない。 人事制度改革を行えば、優秀な人材が公務員を目指し、また、各職員がよりやりがいをもって仕事することで行政の質が向上し、無駄な人件費を抑えることができると思う。	個人	内閣官房総務省	【国家公務員】 番号253の回答を参照してください。  【地方公務員】 各地方公共団体は、その行政組織(職)の体系を自ら設定し、それぞれの職に適任とされる人材を能力実証に基づく自主的な判断により任用しています。 なお、地方公務員法において、職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならないとされており、総務省としても各地方公共団体に 対し必要な助言等を行っています。	【地方公務員】 地方公務員法第15条	【地方公務員】 現行制度 下で対応可能	【地方公務員】 地方公務員については、制度の現状欄に記載のとおりです。	
715	令和3年3月24日	令和3年4月16日	公務員制度改革	しっかりと働いている公務員には給与待遇を上げるべきです。反面、働いていない公務員は下げるべきです。人事院勧告によって、一律に決めるのは、この時代にあっていないように感じます。特に、学校教職員は給特法により、残業代が週あたり8時間しか出ていないのに、残業が過労死ラインを超えています。地域の行事参加もボランティア。朝の検温チェックのために7時半から出勤してもボランティア。これでは、成り手がいなくなってしまう。国がリーダーシップをとって、職務内容と勤務形態に見合った給与待遇に改めるように是正を求めま	公務員の職務内容の適正化と給与待遇は正によって、優秀な人材を集めることができます。その結果、20年後の日本を担う人材や国を支える制度ができると考えられます。 特に、教育界への人、モノ、資金の集中は、国家として100年後のビジョンを描く為には必要なことです。今結果がすぐ見えずとも、必ず歴史が評価してくれます。	個人	人事院内閣官房文部科学省	【国家公務員の給与について】 国家公務員の給与については、人事院の給与勧告を踏まえ、その全体の水準を民間の給与水準に合わせるとともに、職務や勤務実績に応じた給与制度となるよう取組を推進してきています。具体的には、昇格、昇給、勤続手当等について、職務や勤務実績に応じた仕組みとなるよう整備しています。  【学校教員の給与について】 番号114の回答を参照してください。	国家公務員法第28条	現行制度 下で対応可能	【国家公務員の給与について】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
716	令和3年3月24日	令和3年5月24日	法案閣議決定時の「印刷・校正」の見直し	政府の法律案を閣議決定する際(及び閣議請議を行う際)、マス目・改め文などの、いわゆる「3点セット」について、現状は、内閣法制局の審査を終了した3点セットが各省庁から国立印刷局に送られ、国立印刷局が改めて原稿の形で作成し、各省庁が校正したものが閣議決定されることとなっている。これを改め、内閣法制局による審査を了した原稿を、そのまま閣議決定することを認めることとする。	現状は、閣議決定されるすべての法案について、内閣法制局の審査を経た後、財務省の印刷局が改めて「3点セット」の原稿を作成する。法律案が手書きで審査されていた時代においては、印刷原稿作成プロセスとして意義があったものと思われるが、現在においては、財務省印刷局による印刷原稿作成プロセスは、実態上の意味が見出しがたい。加えて、当該印刷原稿に法制局審査終了版との違い(誤字等)が恒常的に発生しており、その確認作業のために、若手の各省職員に追加的な負担がかかっている。本提案が実現されれば、(1)印刷業務の削減(=行政事務コストの削減)、(2)原稿チェック業務の解消(=行政事務コストの削減)、(3)チェック工程の解消による、事務的ミスの低減につながる。	個人	内閣官房	法律案は、内閣法制局審査の時点において、すでに独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」といいます。)が印刷した仮原稿を用いており、審査の結果を仮原稿に反映したものを閣議に使用しております。 このことから法律案は、御提案内容にありますような、内閣法制局審査後に、改めて一から原稿を作成するものではなく、国会に提出する法律案も含め、印刷局による一貫した作成を行っております。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
718	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国勢調査の書類紛失等防止	国勢調査は調査員の手を全く介さない方法で行う。住民基本台帳登録者へ郵送で書類等を送付し、その時点でコード登録も済ませておく。 回答はネットまたは郵送とし、未到着者、回収希望者のみ指導員または国県市区町村職員対応とする。	調査員が個人情報の含んだ書類、腕章等を紛失するのが毎回の風物詩となっているのは、アナログ/バリエリの調査方法によるもの。 調査員がいちいち番号を付番し、管理しなければならない煩雑さが毎回このような注意力の欠如につながっていることを何故認めようとならないのか。 調査員報酬の削減、身分証明書、腕章等の作成不要、メルカリにバッグがオークションされることも無くなるのがメリット。 調査員が確保できないのが分かっているのに、方法を抜本的に変えない時代錯誤さにはコスト感覚以前のどのようなさを感じる。	個人	総務省	番号76の回答を参照してください。				
719	令和3年3月24日	令和3年4月16日	IP電話(例:050-)からの緊急電話発信	IP電話の主な利用端末であるスマートフォンの位置情報と組み合わせて110等の緊急電話の発信を可能にする。	IP電話(例:050-)からの緊急電話発信ができないことが、IP電話の利用普及の妨げになっているため。	個人	総務省	電気通信事業者が緊急通報を扱う場合における電気通信設備の技術基準については、事業用電気通信設備規則において示されています。 また、スマートフォンのIP電話アプリで用いられる050番号(特定IP電話番号)を始めとする電気通信番号を使用して電気通信事業者が通信サービス(電気通信役務)を提供する場合における条件は、電気通信番号計画において示されていますが、050番号(特定IP電話番号)に関して、緊急通報を扱うことは禁止されていません。	事業用電気通信設備規則第36条の6等 電気通信番号計画第3の表	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
720	令和3年3月24日	令和3年5月24日	オンライン登記簿申請について	オンライン受付であれば受付時間や休日、祝日の緩和を行い、24時間対応に変更を提案します。	現状の登記簿請求時間は平日21時まで。日曜日・祝日は受け付けられないなどの制約がある。 この緩和を行い、登記簿の請求をしやすくなる。 現状国が補助金の受付をする際には登記簿が必要なものが多いが(国、個人共に)そのため平日の勤務時間中では対応ができず、土日の子供が起きている時間帯にも申請が難しい。  現在のコロナ補助金や脱炭素、経済促進の補助金を申請するのにオンライン申請を受け付けているが、その申請書を役所に取りに行く、もしくは申請の時間帯が限られているのであれば、行政のオンライン化が進まず、業務削減どころか2重業務になり、生産性はあがらない。	個人	法務省	登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間は、平日の午前8時30分から午後9時00分までとしております。	なし	検討を予定	登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間につきましては、サービス提供に要する費用及びシステムのメンテナンス実施時間等も考慮して、対応の可否を検討してまいります。	
721	令和3年3月24日	令和3年4月16日	国家公務員の2年ごとの人事異動について	国家公務員は、2年ごとに人事異動することが通例となっているが、非効率なので改革すべきではないか。	少なくとも5年程度の期間をかけて担当業務に取り組むことができれば、国家公務員の責任感やモチベーションの醸成に寄与するのではないかと。 2年ごとの人事異動が、事なかれ主義、前例主義などの、悪しき役人文化の一因となっているのではないかと。	個人	内閣官房	番号588の回答を参照してください。 142				

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
722	令和3年4月23日	令和3年5月24日	官報等縦書き公文書の横書き化の推進	官報や法令等の縦書き文書については、公布された後、自治体、関係団体、法令の影響を受ける企業等がコピー&ペーストして引用・使用することになる。また、官僚自身も縦書きに不自由なワープロソフトにて、生産性の悪い作業に追われることになる。インターネットの世界を見ていただくと解るように横書きの世界であり、縦書きは馴染まない。一部日本国憲法のような文書であれば、不変のものであるが、国会で議員が読み上げるような紙切れなども併せて横書きでよいと思われる。	前述の「提案の具体的内容」欄にも記載したとおりで、改ざんの恐れがない限りは、コピー&ペーストによる引用が容易な文書形態での公文書の提供を広めていただきたい。その具体的な第一歩として、公文書の横書き化です。審議会議事録・各種報告書は、すでに横書きで公開されておりますが、官報や政令・法令等は縦書きで発布されることが多いと思っております。総務省でしょうか法令サイトで検索できますので、ある程度は対処できますが、更新頻度が怪しいことと、法令の歴史(法令がどのように変わってきたか?)を振り返ることができないので、少し困ります。	個人	内閣官房 内閣法制局 内閣府	(法令等について) 法律案の縦書きについては、内閣提出法律案のほか、衆・参議院議員提出法律案も同様の方式を採用していることから、これを変更する場合には、国会との調整に相当の時間を要すると考えております。 また、政令につきましても、法律案と一体的にその形式を検討するべきものと考えております。  (官報について) 官報に掲載する記事の形式については、「官報の編集について(昭和48年3月12日事務次官等会議申合せ)」で規定しておりますが、縦書きであることを規定しておりません。このため、横書きの記事も掲載されております(条約の英文等)。	(法令等について) なし	その他	(法令等について) 制度の現状欄に記載のとおりです。  (官報について) 制度の現状欄に記載のとおり、官報に掲載する法令等については、縦書きであることを指定しておりません。	
723	令和3年4月23日	令和3年12月2日	法律及び政令改正案における「改め文方式」の廃止、「新旧対照表方式」の導入	平成28年以降、各省庁の府省令の改正については、所管大臣の判断で「新旧対照表」方式が導入されているが、法律及び政令については、未だに「改め文」方式が維持されている。このため、法律及び政令についても、「新旧対照表」方式を導入する。	平成14年12月3日衆議院総務委員会での谷本龍哉衆議院議員による質疑に対する、?内閣法制局・横昌裕介政府参考人答弁では、(1)一般的に新旧対照表は改め文よりも相当に大部となるということが避けられず、その全体について正確性を期すための事務にこれまで以上に多大の時間と労力を要すること、(2)条項の移動など、新旧対照表ではその改正の内容が十分に表現できないということもあることから実際上困難があるものとされている。しかしながら、(1)については、改め文方式とは別に、必ず新旧対照表は作成されており、法案の審査にも使用されていることから、正確でなくてよいわけではなく、むしろ、改め文を作成するだけ、業務上の追加的な負担や印刷分量の増加が発生している。(2)については、より複雑な府省令レベルで、平成28年以降、新旧対照表での対応が実現できていることから、実際上の困難があるとは考えられない。また、改め文の作成については、法令担当職員にとって多大な業務負担となっているのが実情である。 法令改正の「新旧対照表方式」への一元化により、(1)改め文作成業務の解消に伴う行政コストの削減、(2)改め文相当の印刷分量の削減による印刷コスト削減につながる。	個人	内閣官房 内閣法制局	内閣提出法律案については、条文・理由を閣議決定し、国会に提出しております。法律案の国会提出後、法律案担当府省庁が法律案の内容を国会各方面にご説明する資料として、当該法律案の①提案理由説明、②要綱、③条文、④理由、⑤新旧対照表、⑥参照条文をまとめた印刷物を作成し、お配りしております。これらの資料は、国会等において提出法律案のご議論の参考としてご活用いただいていると承知しております。 また、改め文方式については、衆・参議院議員提出法律案も同様の方式を採用していることから、これを変更する場合には、国会との調整に相当の時間を要すると考えております。 なお、政令につきましても、法律案と一体的に検討するべきものと考えております。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
724	令和3年4月23日	令和3年5月24日	道路工事の一括実施	道路工事を行う場合は関係部署に連絡する。費用を勘案し数年以内に実施予定の工事をまとめて実施した方が安いと判断されるならば、前倒し実施する	舗装だけを新しくしたと思ったら、その数年後に水道管工事で掘り返し、せっかく綺麗にした道路が台無しになる事例を散見する。また再舗装するようならばたった2年で舗装を更新するという事であり、大いに無駄である。 例えば今年は舗装の更新で、1年後は水道管の交換だとすれば、1年程度ならば前倒してまとめて実施した方が安いに違いない。 舗装、水道管、その他埋設する設備とバラバラに考えるのではなく、道路とその付帯設備を一体で考え、維持を推進すべきである。	個人	国土交通省 厚生労働省	道路管理者は道路を常時良好な状態に保つよう維持・修繕し、一般交通に影響を及ぼさないようにしております。 また、水道事業者などの道路占用户は道路の占有をしている工作物、物件、施設等の維持管理を行っています。	道路法第39条の8、道路法第42条	対応	路面を頻繁に掘削することで道路交通の障害及び資源の無駄になるため、一定の地域毎に道路管理者と水道、ガス、電気等の道路占用户による道路工事調整会議を開催し、長期的な計画も踏まえて道路に関する工事の区間や時期等を調整し、路上工事の縮減に努めています。	
725	令和3年4月23日	令和3年6月16日	学校での手紙配布及び紙を利用する定期試験の減少・廃止	小学、中学、高校などで、配られる手紙や定期試験の問題・解答用紙・答案用紙など「紙」に印刷して、利用する多数の資料をなくす、もしくは減らすべきだと考えます。	小・中・高(大)では、「紙」の無駄遣いが多いと思います。 ほぼ毎日、配布される手紙を保護者に渡す生徒は少ないです。ロッカーや机の中で丸まっています。昔と変わりません。 また、定期試験は問題・答案・解答用紙と教師が保存する問題・答案・解答用紙などを印刷するとかなりの量になります。インク代など費用がかかります。 そのため、私は配布する「紙」を無くすべきだと考えます。手紙は生徒、保護者の元へ送る。定期試験なども、画面に書き込む・打ち込むものを実施すれば、印刷にかかるコストは大幅に減少します。更に、クラスの成績を保管する教師の仕事効率も良くなると言えます。 問題として、教師がデジタル化についていけない、不慣れである場合と、配信する機器(PC)のコストです。 でも、大学生になると常にPCに触れます。特に新型コロナウイルスが広がった現在では、定期試験は実施せず、レポートなどで評価されます。つまり、自分の考えを主張することが増え、デジタルに不慣れな学生は不利なのです。そのため、早い段階から、デジタルに触れ、慣れることが必要です。 また、世間が国際化するのに合わせて子供も海外で働ける知能を身につけておく必要があります。現地の人とパソコンの画面を通して、コミュニケーションを取るのには度学メインの現代日本では得られないことでしょう。 よって、私は教育機関で使用する「紙」の削減を提案させて頂きます。	個人	文部科学省	学校における配布物や定期試験に利用される媒体については、各教育委員会等でその運用方法が定められているものと承知しております。	なし	対応	文部科学省では、令和2年10月20日付通知「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者間等における連絡手段のデジタル化の推進について」において、各学校や地域における実情を踏まえつつ、可能なところから、学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めていただくよう各教育委員会・学校に周知しています。特に小中学校等においては、GIGAスクール構想等に基づく端末等の整備に伴って利用可能となる環境の中に、アンケート作成機能が備わっている場合もあるため、それらを活用して学校・保護者等間における連絡手段をデジタル化することも十分可能であることをお示ししています。 また、令和3年3月に文部科学省HPにて公表した「全国の学校における働き方改革事例集」において、アンケート作成機能を活用して簡易な試験等を作成する方法もご紹介しています。 配布物や簡易な試験等に利用される媒体についても、こうしたことも踏まえ、運用の仕方によって改善を図ることができるものと考えています。	
726	令和3年4月23日	令和3年6月16日	学校等における登録業者の制度の撤廃ないしは緩和	学校等で備品や物品、施設の工事などにおいて、指定された(登録された)業者からしか購入できず、高い金額での購入になっている。 購入における登録業者の制度の撤廃ないしは、規制緩和をすることで、無駄な予算の削減につながる。	例えば、生徒用に机と椅子をセットで購入するときに、登録業者のカatalogを見ると、2万円程度であったが、非登録業者のでは1万円程度であった。 テニスコートを修繕するために、登録業者に見積もりを取ると、180万円と提示されたが、非登録業者では、40万円程度であった。 どちらも登録業者の金額では、高価ということになり、予算が降りず、諦めることになった。 同じ品物や同等品を買う場合でも、安いお店やネット通販などを使うと、半額ほどの金額で購入できることが多いにも関わらず、指定された業者からしか購入できない。そのため、安く購入できると、予算が浮き、子どもたちのために別の授業等で使うものが購入できる。 また、行政としても、安い金額で購入することになり、財政的にもメリットがあるように考えられる。	個人	文部科学省	学校等における登録業者の制度については文部科学省において定めるものではなく、各学校や学校設置者の判断で定めているものと承知しています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
727	令和3年4月23日	令和3年6月16日	自動車免許証の期限表記について	免許証の有効期限の表記は和暦で表記されているが、西暦も併記してほしい。 和暦表記は必要なのかも検討してほしい。	年号がまたがる場合まぎらわしい。	個人	警察庁	運転免許証の記載事項については、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)において定められており、運転免許証の有効期間の末日の年の部分については、西暦の次に括弧内に元号を用いて記載することとしています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第19条及び別記様式第14	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおり、運転免許証の有効期間の末尾に関する表示は西暦と元号の併記となっておりますが、これは、平成30年に行った意見募集の結果も踏まえ、多くの運転免許保有者に分かりやすい表示とするために定められたものであることから、御理解ください。	
728	令和3年4月23日	令和3年6月16日	パスポート申請	現在持っているパスポートの期限が切れていたため、パスポート申請に必要な戸籍抄本をとり近く市役所の出先に行きました。すると担当者から「戸籍抄本、謄本は登録している市役所でしか発行できません。」と言われたので、ここで取ってもらえないのか問うと、郵送で申請書、手数料、返信用封筒をいれて送って下さいとのこと。結局今回は無駄骨になってしまいました。今時こんなことがあるのでしょうか?また、パスポート申請時には運転免許証の提示を求められています。運転免許証取得には戸籍謄本が必要なはず。何故またパスポート申請に再度戸籍抄本が必要なのか?パスポートの申請などスマホで出来るようにしてほしいものです。	役所、申請者の労力、時間の削減。	個人	法務省 外務省	【外務省】 規制改革の番号463及び規制改革の番号498(1)の回答を参照してください。  【法務省】 戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要がありますが、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められています。コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされており、令和3年4月現在656の市区町村で導入され、そのうち430の市区町村においては、本籍地以外でもコンビニ等での請求が可能です。	戸籍法第10条第1項 戸籍法施行規則第79条の2	対応	【法務省】 コンビニ等で定める日から、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。	
730	令和3年4月23日	令和3年6月16日	支払い出来る場所を増やして下さい!!	介護保険料の支払い窓口について 現在、介護保険料の支払い窓口が役場又は郵便局のみとなっておりますが、これをコンビニ払いやネットバンキングで支払いが出来るようにして下さい。	現在のように支払い場所が役場と郵便局だけだと外出が困難な高齢者や昼間働いている会社員(特に地方在住)では、支払いの機会が少なく非常に不便を感じているため。 これを解消する為にもコンビニやネットで支払いが出来るようにして欲しいです。 また、希望者にはネットで請求書を発行してネットで支払いが出来るようにすればペーパーレスとなり、経費削減にも繋がります。 是非とも検討頂ければ幸いです。	個人	厚生労働省	介護保険法上、普通徴収の方法によって徴収する保険料の収納の事務について、被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、私人に委託することが可能とされています。	介護保険法第144条の2	現行制度下で対応可能	現行制度においても市町村ごとに、被保険者の利便性や事務の効率化などを勘案し、収納事務をコンビニ等に委託しています。支払方法の多様化については、お住まいの市町村に御相談ください。	
731	令和3年4月23日	令和3年5月24日	国内動物衛生体制の再構築	日本における家畜、野生動物、ペットを含む動物の感染症対策の体制は、農水省、厚生労働省、環境省などによる縦割り管理体制を廃止し、動物の専門家(獣医、畜産、疫学)による統合的な対応機関を立ち上げる。	近年動物に由来する人獣共通感染症(新型コロナ、新型インフルエンザ)の流行、家畜における豚コレラや口蹄疫、鳥インフルエンザなどの大発生などが繰り返して起こり、人や動物の安全や国内経済への大きな打撃となっております。このような感染症は今後も起こる可能性が高く、国内の動物の感染症対策の体制における問題点を見直し、臨機応変に即時に対応できる体制を再構築すべきと考えます。現在の問題点は家畜は農水省、野生動物は環境省、人獣共通感染症は厚生省と縦割りによる対応となっており、連携に非効率さがある点です。実際に動物の検査を担当する機関も各省庁の研究機関(感染研、環境研)や施設(動物検査所、食肉検査所、保健所)、家畜では研究法人の農研機構の動物衛生研究所などバラバラです。また獣医学やワクチンメーカーなどが独自に検査を行うすることも聞きます。同じ病気(豚コレラ)でも感染する動物の種類(豚、野生イノシシ)によって対応が異なるなど、現場においても混乱があります。現代は人の健康を守るための動物や環境への新たな取り組み方 one healthが重要ですから、時代に沿った動物感染症対策体制の整備をお願いしたいです。そうすれば今後の人類の脅威となる動物由来感染症が発生した際にも即時に的確な対応が期待できると思います。	個人	農林水産省 厚生労働省 環境省	動物の感染症については、 ①農林水産省においては、「家畜伝染病予防法」に基づき、畜産の振興を目的に、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止 ②環境省においては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展への寄与を目的に、鳥獣の保護及び管理 ③厚生労働省においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的に、感染症の発生予防及びまん延防止 に取り組んでいるところであり、関係各省が密接に連携しつつ、それぞれの法律の目的に応じた適切な対応を行っています。	家畜伝染病予防法 感染症法 鳥獣保護管理法	現行制度下で対応可能	動物の感染症対策については、人と動物の間に密接な関係性が見られることから、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、総合的に対応することが重要であると考えています。  すでに、鳥インフルエンザ等については、関係各省等が迅速に連携・協力する体制が構築されており、政府一体となって対応を行っているところです。  引き続き、関係各省が緊密に連携して、適切に対応してまいります。	
732	令和3年4月23日	令和3年5月24日	児童虐待情報の共有	児童虐待の経歴のある親の情報を全国でデータベース化。	児童虐待の恐れのある親の情報を全国でデータベース化して欲しい。 自治体単位で対応しているため、県外に転居されてしまうと情報の連携が途切れてしまう。また、この「虐待データベース」は、全国の児童相談所並びに警察で共有できる仕組みを作って欲しい。少子化は国の根幹に関わる問題です。国と自治体が小さな命を守る姿勢を示して欲しい。一部の児童相談所では警察との連携強化をすすめているが、各児童相談所で警察OBを任期付きで雇用する事は出来ないでしょうか?児童相談所の職員を脅すような親の対応は、いち職員では難しい。暴力的な態度に出させないための抑止力にもなる。	個人	厚生労働省 警察庁	○関係機関の情報連携について 転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日を含め日常的に迅速な情報共有を行うことができるよう「要保護児童等に関する情報共有システム」の構築を行ったところです。  ○児童相談所への警察OBの配置について 児童相談所における警察官OBの配置については、配置に係る経費への国庫補助を実施しており、令和2年4月1日時点で、72の都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市のうち67の自治体の児童相談所又は一時保護所で、警察官又は警察官OBを配置しているところです。	なし	検討を予定	○関係機関の情報連携について 令和3年度より情報共有システムの運用を開始しており、今後、当該システムの利用が進むよう自治体への支援を行ってまいります。 警察等の関係機関との情報共有に関しては、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、関係機関との情報共有を行うためのシステム構築に当たり必要となる事項や課題等について、検討していくこととしています。  ○児童相談所への警察OBの配置について 引き続き、警察との連携や警察官・警察官OBの配置について推進してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
733	令和3年4月23日	令和3年6月16日	ハザードマップの記号統一、表現の統一と防災教育	ハザードマップの記号は自治体で統一されておらず、防災教育を全国で推進し防災意識を高めるためには、記号の統一が必要である。 また、併せて再検討すべきは、ハザードマップの説明書きで、「100年に1度」とか「1000年に1度」という表現が返って油断を生むことである。「今後起こりうるリスク」というような表現に切り替えて統一すべきである。	防災教育を全国で推進し防災意識を高めるためには、ハザードマップの記号の統一が必要である。 また、併せて再検討すべきは、「100年に1度」とか「1000年に1度」という表現が返って油断を生むことである。「今後起こりうるリスク」というような表現に切り替えて統一すべきである。 国土交通省と文部科学省の垣根を取り払い、防災教育と防災意識の向上のために連携すべきである。	個人	国土交通省 文部科学省 内閣府	○ハザードマップについて 国土交通大臣又は都道府県知事が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を指定・公表し、市町村長がこれを基に洪水予報等の伝達方法や避難場所等も記したハザードマップを作成・周知をしています。  なお、市区町村がハザードマップを作成するため、国土交通省では平成28年に「水害ハザードマップ作成の手引き」を公開しています。  ○国土交通省と文部科学省の垣根を取り払った防災教育について 実践的な防災教育の推進に向けては、教育委員会や各学校等が関係諸機関や地方公共団体の防災関係部局と連携強化を図ることが極めて重要と捉えております。国土交通省と文部科学省においては、これまでも防災教育に関する通知を連名で発出するなど、連携を密にして取り組んでおります。例えば国土交通省が「防災教育のコンテンツ集として「防災教育ポータル」を開設しておりますが、そちらを文部科学省から各学校に対し防災教育を進める際に活用するよう促すなどの取組を進めているところです。	水防法第15条  土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条	現行制度 下で対応可能	○ハザードマップについて 洪水や土砂災害等のハザードマップは、国土交通省が平成28年に公表した「水害ハザードマップ作成の手引き(以下、手引き)」等を参考として、各市町村で作成されております。 ハザードマップが住民等の円滑かつ迅速な避難に役立つよう、手引きでは、様々な方々のご意見を伺いながら、「想定しうる最大の規模」および、「河川整備の基準となる規模」の降雨量を想定した場合に想定される浸水状況について浸水深を表す色や、範囲の示し方をはじめ、地図の見やすさや記載情報のわかりやすさ等を意識して、考え方や推奨される事例等を示しております。 なお、ご提案の記号の統一につきましては、一部ですが避難場所等がどの災害に対応しているか誰でもわかるように日本工業規格(JIS)に災害種類の図記号(JIS Z8210)が追加されており、日本全国どこでも同じ表示となるよう、この図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム(JISZ9098)」が制定されています。 一方で、市町村ごとの地形等によって、発生しうるリスクが異なる等から、ハザードマップは、地域の状況や、使い勝手等を反映したものとなっており、必要な情報を限られた紙面の中で記載するため、作成主体により程度の違いが生じてしまうものと考えられます。 いただいた貴重なご意見を参考に、より分かりやすい水災害ハザードマップとなるよう努めてまいります。  ○国土交通省と文部科学省の垣根を取り払った防災教育について 今後も、自然災害に対応した防災教育の推進に向けて、関係諸機関と更なる連携を図りながら取り組んでまいります。	
734	令和3年4月23日	令和3年5月24日	行政文書の管理及び公開の制度に関する事務の一元化	行政文書の管理と公開の制度の所管は、現状、内閣府(公文書管理法)と総務省(情報公開法)に分かれているが、これを総務省に一元化することを提案する。具体的には、公文書管理法の規定のうち、行政文書の管理に関する規定を、情報公開法に移し、公文書管理法は特定歴史公文書等の管理等に特化した法律とする。また、情報公開制度における第三者機関の権限を拡充し、行政文書の開示に加えて管理に関する事項についても審議し、必要があれば各行政機関に是正を求めることができることとする。	行政文書の管理については、公文書管理法に基づき、各行政機関が行うことになっているが、行政機関や各課室の取組には大きなばらつきがある。その主な理由は、どのような文書を作成・整理・管理すればよいのかということが、各行政機関任せになっていることにある。同法を所管する内閣府でガイドラインを作成しているものの、大枠しか示されていない。また、行政文書の管理が問題となるのは、ほとんどが個別の文書の開示を求められたときであり、問題が発生するたびにガイドラインの改正がなされるもの、各行政機関任せという点は同じである。一方で、行政文書の開示についても、まずは当該各行政機関が判断することは同じだが、不服がある場合には、第三者機関への申立が可能であり、最終的には訴訟することもでき、実務上も、個別の文書の開示について各行政機関に是正を求めている。本来であれば、総務省の審査会や訴訟で開示すべきとなった文書については、きちんと作成・管理・保存がなされるように、内閣府のガイドライン(作成すべき文書を類型化した別表など)の方も改正すべきであるが、上記のとおり制度上の対応は全くできていない。これは、内閣府と総務省の縦割りの問題である。行政文書の管理と開示を一体的な制度として運用することで、1開示請求者の利便性に資する、2各行政機関・課室にとっても審査会や裁判による第三者的な判断が予定されていることで、より効率的な文書管理を行うことが期待される、3審査会等の判断の蓄積によりガイドラインを改正することで両者の制度上の改善が図られるというメリットがある。また、行政制度を所管する総務省に一元化するのが適当である。	個人	内閣府 総務省	公文書等の管理に関する法律(平成21年7月1日法律第66号)第1条では、「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」とされています。また、同法第10条第3項では「行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とされています。	公文書等の管理に関する法律	現行制度 下で対応可能	公文書管理と情報公開は車の両輪関係にあることを踏まえ、両者の適切な連携が確保されるよう万全を期すことは、公文書管理法制定時の附帯決議においても触れられているところである。 その上で、行政文書の適切な管理により国民への説明責任を全うするという公文書管理法の理念を果たす上では、行政文書の作成、整理、保存、国立公文書館への移管・廃棄といったライフサイクルを通じた制度とすることが適当であることから、歴史公文書等の保存とともに、内閣総理大臣が担うにふさわしい事務として内閣府が所管しています。 また、行政文書の管理については、公文書管理法において、各行政機関の長が行政文書管理規則を制定又は変更する場合には、内閣総理大臣に協議し、同意を得ることを要件としており、その際、公文書管理委員会に諮問することが義務付けられていること、各府省の行政文書の管理の在り方について内閣府において第三者的な立場からチェックを行う体制を整備していること等を踏まえれば、「各行政機関任せ」とのご指摘は当たらないものと考えています。	
735	令和3年4月23日	令和3年6月16日	国勢調査の有料ダイヤルについて	今日は国勢調査回収の最終日です。 未だ調査票がきておりません。 連絡をしようとしたところ問い合わせ先が電話のみ、有料ダイヤルです。 その件を 総務省統計局 国勢調査事務局 にお問い合わせしたところ住所、氏名をメールに送るかコールセンターに問い合わせるとの事。 また、有料ダイヤルについては質問時間が長くなるので有料にさせていただいていると。つまりは改善余地はないとの返信でした。 また、担当者の名前もなく文書に責任を持つ人が誰なのかもわかりませんでした。	国勢調査の配布、回収方法において血税が無駄に使われています。  withコロナになっている現代において対面配布は調査員の給料、時間、感染確率を考えると効率的ではありません。 定額給付金と同じ要領で配布し、わからない人のみ区役所に出向くかフリーダイヤルでの相談受付を実施すれば良いと思います。  その結果、回収率は格段に上がると思われます。 何故なら、今私のように配布されていない人が減り、フリーダイヤルにすることによって未配布の国民より連絡が来やすくなるからです。  調査員をなくし、フリーダイヤルにすることで経費は確実に減ると思われま	個人	総務省	国勢調査は住民票などの届け出に関係なく、実際にふだん住んでいる場所で把握することとしているため、調査員が居住の実態を確認の上、調査書類を配布しております。  令和2年国勢調査の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止の徹底のため、地域の実情に応じて、調査員と世帯の方が直接対面しない形での調査書類の配布を行うとともにインターネット回答や郵送での調査票回収の一層の推進に取り組んだところとす。 調査書類が届いていない旨の連絡をいただいた際は、住所、氏名を確認の上、調査書類の配布を行っております。 調査について、不明な点があった場合の問合せ窓口として、コールセンターを設置しておりますが、予算制約の下、できる限り多くの問合せに対応するため、ナビダイヤルを導入しております。	なし	その他	今回の実施状況を検証し、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
736	令和3年4月23日	令和3年5月24日	防衛省での輸入品契約における持ち込み制限の廃止要望(早期納入の禁止ルールの撤廃)	防衛装備庁での輸入品の売買契約を締結する際、『売買契約等特許条項(輸入品)』が契約書に閉じられる。当該条項の第1章第3条に、「乙は、契約物品の納入場所への持ち込みを○年○月○日以前に行ってはならない。」との規定されているが、本規定を撤廃いただきたい。	防衛省は国債契約を採用しており、年度を跨いだ物品の納入契約がある。 例: 令和2年度契約、令和3年度納入(令和2年度 2国契約) これは通常、航空機や艦船など単年度内(最大12ヶ月)では製造が完了しない工期の長い装備品を調達するためという理由もあるが、中には年度別の予算の制約の為、本来であれば単年度内で納品可能なものでも、契約後翌年度納入(2国)、翌々年度納入(3国)など、契約後短期間で納入準備が整っても、契約上早期納入できない出来ない案件も多々存在する。 早期納入を制限している理由の一つは、納入後の契約相手方(企業等)への支払い時期による制約が関係していると思うが、装備品を最終的に使用する部隊は日々命を懸けて危険な任務に当たっているため、企業は契約物品の納入準備ができ次第いつでも納入できるよう、早期納入の制限規定の撤廃を検討いただきたい。現場の隊員とその家族の為の提案です。 ※「支払いは契約時に規定された年度以降とするが、納入は準備が整い次第いつでも行ってよい」とする規定変更も有用だと考えます。	個人	防衛省	契約物品の早期納入については、防衛装備庁の売買契約条項第18条に、「納期までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。」とあり、支出年度内であれば早期の納入を協議するための手続きが確保されています。	「契約事務に関する訓令に係る事務要領について(通知)」(平成27年10月1日装管調第252号)第34条「別紙様式第7-1号」	対応不可	財政法は、各会計年度の経費はその年度の歳入をもって支弁すべきこととし、特定の年度における収入・支出は、他の年度の収入・支出と区分すべきこととする会計年度独立の原則をとっており、財政法第12条及び第42条本文において、これを規定しています。 また、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条には、「国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については、四十日、その他の給付に対する対価については、三十日以内の日としなければならない。」との規定があります。 これらの法律の規定を踏まえ、国の予算の適正な支出を行うため、防衛装備庁の売買契約等特許条項(輸入品)第3条の運用として、記載した期日より前には納入をさせないように契約を交わしております。貴殿提案については、前述の法律の規定に違背することになりかねないことから、防衛装備庁の売買契約条項第18条の活用をご検討ください。	
737	令和3年4月23日	令和3年5月24日	国際捜査共助における縦割りの改善	国際共助に関する法律の法改正を行い、国際捜査に関する組織の再編成を行い、グローバル化がすすむサイバー犯罪等の国際犯罪にスピーディーに対応する組織を編成する。	諸外国では国家警察が、国際共助と捜査の両方を直接担当しているが、わが国では警察庁が都道府県警察に指示する形で捜査を行っている。 警察庁・都道府県警察の両者での決済や・意思決定に時間を要するほか、外国法執行機関からの情報共有においても各種決済等が必要である。 国際的なオペレーションにおいては、実際に捜査を行う都道府県警察と外国法執行機関の直接の情報共有が諸外国から求められることが多い。 サイバー犯罪においては、JC3やNICTIに諸外国からの情報が集まるが、民間からの出向者に対する捜査情報の共有が困難である状況もある。 情報共有や国際捜査共助の迅速化を進めるため、 ・国際捜査共助に関する法律の改正を検討 ・国際捜査に関する組織を再編成(警察庁と都道府県警察の混合) ・警察庁にも捜査を行うための環境を整備(捜査書式、装備) ・民間組織との情報共有(捜査情報)を行うための制度改革をお願いしたい。	個人	警察庁 法務省	我が国の警察制度は警察法(昭和29年法律第162号)により規定されているところですが、同法は執行的性格を有する全ての警察事務を都道府県の自治事務とし、都道府県の自治体警察とする一方で、国家的な要請にも応じられるようにするため一定の範囲で国が関与することとする制度を作りました。 これは、警察事務が全体として国家的性格と地方的性格の双方をもつものの、個々の事務ごとに明確に区別することが困難であることを踏まえ、警察事務の国家的性格と地方的性格に対応できる組織を目指したものです。 御指摘の国際捜査共助等に関する法律(昭和55年法律第69号)は、外国の要請により、当該外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供をするために必要な手続等を定めるものであり、提案理由に記載のような捜査情報の迅速な共有の在り方や警察組織の在り方を規律する法律ではありません。その上で、外国との間における証拠の提供及び受領について申し上げますと、我が国は複数の二国間刑事共助条約を締結するとともに、サイバー犯罪に関する条約等の刑事共助に関する規定を有する多数国間条約を締結しており、これらを活用して迅速・適切な刑事共助の実施に努めています。	警察法 国際捜査共助等に関する法律	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおり、我が国の警察組織の在り方には一定の合理性があると考えられるところ、その枠内において、円滑な国際捜査共助の実施、外国法執行機関や関係する民間事業者等との情報共有等が行われております。サイバー犯罪をはじめとした国際犯罪への対応については、グローバル化の進展等を踏まえ、不断に検討を進めて参ります。	
738	令和3年4月23日	令和3年6月16日	警察の縦割りをなんとかしてほしい。	現場での立ち会いが必要でない場合は、速く離れた警察署に行かなくても(メールや電話で)対応してもらえるようにしてほしいです。	あおり運転の被害にあったときに、その場では通報しなかったり、通報できなかった場合があります。帰宅後、ドライブレコーダーの映像を確認し、現場近くの警察署に電話で相談したら、その映像を証拠として警察署に持っていかねばなりません。しかし、被害現場近くの警察署は、私の自宅とは違う県なので、後日、かなり遠くまで車を走らせて警察署に行かなければなりません。そして、その警察署(自宅近くの警察署)でも対応してもらえるようにしてほしいです。 そして警察署間(相談する警察署と現場近くの警察署の間)でやり取りし、対応してもらえると助かります。 もしくは、電子メール等でドライブレコーダーの映像を警察署に送れば対応してもらえるようにしてほしいです。	個人	警察庁	都道府県警察は、犯罪の捜査に関することも含め、相互に協力する義務を負うこととされております。	警察法(昭和29年法律第162号)第59条	現行制度下で対応可能	事件が発生した場所を管轄する警察署と相談・届出を受理した警察署間で相互に連携を取るなど、適切な対応に努めてまいります。	
739	令和3年4月23日	令和3年6月16日	全国の公立学校教員の出勤簿のハンコ廃止願	現在広島市の小学校に勤務しております。出勤簿はパソコンで管理しているにもかかわらず、パソコン管理以前から行っている出勤簿への押印が旧態依然と続いています。パソコン管理をしている以上、判子による出勤簿の廃止を希望しています。	既にパソコンによる管理になって10年を経過しています。月末にまとめて押印するなど、無駄な作業でしかないので、ハンコを廃止して欲しい。	個人	文部科学省	出勤簿については、各教育委員会等でその管理方法が定められているものと承知しております。	なし	対応	文部科学省では、令和2年10月20日付通知「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者間等における連絡手段のデジタル化の推進について」において、各学校や地域における実情を踏まえつつ、可能なところから、保護者等に求める押印の省略及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めていただくよう各教育委員会・学校に周知しています。 出勤簿の管理については、各教育委員会等で定められているものではありませんが、こうしたことも踏まえ、運用の仕方によって改善を図ることができるものと考えています。	
740	令和3年4月23日	令和3年6月16日	政府と地方自治体との共通の制度及びシステム(個人情報開示請求・情報公開請求なども含む)	1.河野太郎公式サイトから来ました。 2.自治省の仕事ですが、個人情報保護制度と情報公開制度を地方自治体ごとにバラバラの野放しにせず、全国的に統一し、その上でコンピュータシステム化・開示請求に対する不開示部分の黒塗りAI化・自動化を進めることが必要だと思います。	個人情報開示請求・情報公開請求の制度は、現在、各地方自治体が内容は似ていますが個々的には異なる内容でバラバラに条例を定めています。 しかし、これは、同じ日本人なのに、どの地方自治体かにより個人情報保護内容が異なることになり、大きな不公平であるばかりか、極めて大きな無駄を生んでいます。 例えば、国の個人情報保護法に関して最高裁判例がでて、それがそのまま各地方自治体の条例にストレートに繋がらない、国の個人情報保護法の解説書籍を購入しても各地方自治体の条例に関してはそれをそのまま適用できない、システム化もできないなどです。 最後のシステム化については、もし個人情報保護法が全国統一されれば、どのような情報を黒塗りするかは法律と判例に基づきAIで判定できますから、PDF又はその印刷物で情報開示するとしても、AIでPDFの黒塗り自動化が可能であり、効率化できます。しかし、各地方自治体の個人情報保護条例が野放しでは、それができません。情報公開制度についても同じです。	個人	内閣官房	行政機関が保有する個人情報の開示請求に関しては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律で規定されており、地方公共団体が保有する個人情報の開示請求に関しては、各地方公共団体が定める個人情報保護条例で規定されています。同様に行政機関が保有する行政文書の開示請求に関しては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律で規定されており、地方公共団体が保有する行政文書の開示請求に関しては、各地方公共団体が定める情報公開条例で規定されています。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する情報の公開に関する法律	対応	各地方公共団体等において、個人情報保護について異なる規律やその解釈を採用していることがデータ連携の支障になっている「2000個問題」の解消を目指して、地方公共団体等の個人情報保護制度について法律の中で全国的な共通ルールを設定すること等を内容とする個人情報の保護に関する法律の改正を含むデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案を第204回国会に提出し、可決・成立しました。 地方公共団体の情報公開制度については、引き続き、各地方公共団体において適切に運用していただくものと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
741	令和3年4月23日	令和3年5月24日	放課後児童健全育成事業にも押印省略と連絡手段等のデジタル推進を促す通知を发出してほしい	2020年10月20日文科科学省が小学校等の押印省略と連絡手段のデジタル推進する通知が发出されました。厚生労働省管轄の放課後児童健全育成事業(学童保育)についても、押印省略や連絡手段等のデジタル推進(義務的措置)について放課後児童支援員等は運営指針の最低基準として採用してほしい。保護者等の連絡手段は双方でデジタル推進は学校で任意と捉えられているが、放課後児童健全育成事業についてはデジタル媒体でやりとりを標準(義務)基準としてほしい。	放課後児童健全育成事業について、放課後児童支援員等の質の向上は喫緊に求められている。また今回、学校についての通知について文科科学大臣が定例の閣議後記者会見で発表しました。同様の通知を放課後児童健全育成事業で採用する場合には、厚生労働大臣が定例での閣議後記者会見で発表することが最大の経済効果や周知に繋がると考えられます。なぜ義務化を求められているかについて、放課後児童健全育成事業は保護者等との関わりも記録(文章化)で残すことが放課後児童クラブ運営指針で定められており、デジタル推進は記録の保持の観点でも重要であります。	個人	厚生労働省	放課後児童クラブについて、法令や通知上で押印や書面での記録は義務付けていないため、自治体の裁量で電磁記録とすることが可能です。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。また、令和2年12月25日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について」において、関係法令や通知とは別に、独自に定められている様式等の中で国民や事業者等の押印等を求めている場合は、押印等の見直しに積極的に取り組むよう、自治体に対して周知しています。	
742	令和3年4月23日	令和3年5月24日	国の出勤簿や休暇簿について	警察庁は出勤簿や休暇簿を作成しています。決まりが細かく、作成するには難しく、現実の行動にも合わないもの。廃止してほしい。	廃止することで、簿冊の作成をしている方々の勤務時間削減につながる。この簿冊がなくても仕事はできる。記載方法が細かすぎて、病人を増やす要因に、なっていませんか？	個人	人事院	職員は定時までに出勤したことを証明するため、出勤簿へ必要な記録を自ら行い、勤務時間管理員が各職員の休暇等の日数及び時間並びにその他必要とする事項を記入することとなり、これを基礎として給与簿が作成され、この給与簿に基づいて給与が支給されることとなるため、出勤簿は必要です。その上で、給与簿の作成にあたっては、各府省において適切に判断し、運用することとされております。	人事院規則9—5(給与簿) 人事院規則15—14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第27条第1項、第2項(、第3項)、第28条第1項	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
743	令和3年4月23日	令和3年6月16日	統計調査について	今年国勢調査があったが、毎年のように色々な統計調査があると聞く。また、都市では民間委託しているが、過疎地域では市役所の職員がしていると思う。過疎地域でも、統計調査は民間委託するか地域自治体に委託するようになって欲しい。市役所の職員には普段の業務に専念してほしい。	コスト削減 市役所職員が業務に専念することによって、業務効率を上げる。 経済効果 統計調査も報酬が出ると聞く。市役所職員に出すくらいだったら、民間企業や地域自治体に多めに出した方が国民からの批判も無いと思う。また、コロナ解雇の方々の良い仕事だと思ふ。	個人	総務省	総務省は、統計法に基づき各府省が実施する統計調査(基幹統計調査及び一般統計調査)に係る業務を対象として、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密の保護、信頼性の確保等を前提に、民間事業者のより適正かつ効果的な活用を一層推進し、統計調査の適正かつ確実な実施の確保等を図る観点から、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を定めています。また、各府省は、本ガイドラインを踏まえ、所管の統計調査について、包括的民間委託を含め一層の民間事業者の活用に積極的に取り組むこととしています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
744	令和3年4月23日	令和3年6月16日	電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いは、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とする施策について、具体的な開始日時を定めること。	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)にて方針決定はなされている。しかし、その後の進捗について、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況一覧(管理番号29)令和2年6月現在(内閣府地方分権改革推進室作成)でも、2020年度中の通知予定とのみであり、各法務局不動産登記部門も詳細を把握していない。自治体は、土地・建物の登記情報を早急に調査する必要性が生じ、登記事項証明書等の公用請求を行う機会が多く、職員は無償で公用請求が可能な登記所窓口へ出向く必要がある。また、大量の紙ベースの原本請求等を行う機会も多いことから、自治体職員、法務局職員双方にとって無駄な事務となっており、その負担も大きい。ペーパーレス推進を加速させる動きの中、H30閣議決定の具体的進捗すら見通せない状況は好ましく無く、実務の弊害も大きいことから、年度末まで待たずに法務省民事局は早急に具体的日程を通知すべきである。		個人	法務省	電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いは、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、令和2年1月から運用を開始しました(令和2年1月10日付け法務省民二第3号で各法務局に通知済み)。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
745	令和3年4月23日	令和3年6月16日	給与の返納手続きのオンライン化	某中央省庁で給与事務を担当している者ですが、給与等の返納手続きをオンライン化していただきたいです。	職員が月の途中で省外へ異動となる場合、給与支給後に日割りで給与の返納が必要となりますので、当該異動者に対して納入告知書を発行し、日銀指定の銀行に行ってもらい、現金で返納手続きをしてもらう必要があります。 まずこの手続きが面倒という声が多く聞かれます。 さらに、原則、異動となる本人に手続きを行ってもらいますが、海外への異動の場合、返納額の確定が出国直前となる関係で、本人から現金を預かり、代理で手続きを行うことがあります。人数が多いため数百万円規模となり、お釣りがないように集金して一時的に管理して銀行窓口に行き代理で返納手続き自体も煩雑ですが、大金ですので紛失や盗難のリスクもあります。 キャッシュレス化の時代に、現金で銀行窓口での手続きしかできないのは明らかに時代遅れで無駄が多いので、返納額が給与口座から自動引き落としされるようにするべきだと思います。 もし国庫のシステム上それができないのであれば、各省が返納用の口座を作り、そこに返納額を振り込んでもらうなり(振り込み手数料はかかってしまいますが)、何らかのオンライン化を実施していただきたいです。	個人	人事院財務省	給与法第7条において、各庁の長は、それぞれの所属の職員が、俸給の支給を受けるよう給与法を適用しなければならないとされており、人事院規則9-7第3条において、職員が月の中途にその職員の給与の支出について定められた予算上の部局間での移動をした場合には、発令日の前日までの給与について日割計算による額を従前所属していた部局で支給し、発令日以降の給与について従前所属していた部局での既支給分を差し引いた額を新たに所属する部局で支給することとなっております。この際の会計処理において、追給・返納が生じる場合があるものと承知しております。 給与支払については、会計業務の効率化に向けた改善計画(平成28年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定)を踏まえ、現在、各府省において支出官払への移行が進められており、移行した府省においては、給与の返納に関して、制度上ペイジーを活用した電子納付(インターネットバンキング・ATMによる納付)が可能となっております。	人事院規則9-7(俸給等の支給)	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。 給与の支出官払化後は、給与の返納に関して、制度上電子納付が可能となります。なお、給与の支出官払への移行時期は、各府省により異なります。	
746	令和3年4月23日	令和3年5月24日	ハローワークの提出書類をホームページに掲載してほしい	京都西陣ハローワークの話なのですが、法人の労務担当者として出す手続きをする際、書類(特に添付書類)のリストをハローワークのホームページに掲載いただきたい。	表題の件ですが、添付書類のリストがホームページになく、窓口に行く前に添付書類を揃えて行くことができません。以前リストをまとめたものがほしいと言ったのですが、都度変わるので電話でいちいち問い合わせるように言われています。 厚生労働省のホームページに載っている添付リストを信じて持っていたところ、ハローワークの裁量で追加書式があるということで受理を拒否されたこともあります。 電子申請をする場合でも、必要な書類については事前に電話して確認しろと言われました。ナンセンスだと思います。 大阪や東京はホームページに掲載されているので、対応可能だと思います。厚生労働省・京都労働局の担当に以前意見を投稿しましたが、「担当に伝える」とだけ言って取り合ってもらえませんでした。 どう考えても非効率で二度手間なので、なんとかしてください。そもそも全国で同じ手続きで、ハローワークごとに書式や添付書類が違うのがどうかしていると思います。	個人	厚生労働省	雇用保険関係手続においては、雇用保険法施行規則やHPにも公表している雇用保険業務取扱要領により、各手続に必要な添付書類を例示し、統一的な取扱となるよう努めております。	雇用保険法第77条等	その他	雇用保険関係手続については、実際にご提出いただいた書類を審査する過程において、個別の事案に応じて追加で資料の提出をお願いする場合があります。今後とも、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	
747	令和3年4月23日	令和3年5月24日	年金事務所	主人の母が亡くなり、年金の手続きをしようとしたら、予約がないから出直して来い、という態度。年金の不正受給などという事にならない為に、仕事の合間を縫って出向いているのに、「ご予約は？」「予約を取ってから再度来て下さい」これでは、まともな申請はできません。	国民の義務すら果たせない。こういう対応で、最終的に一般市民がまるで犯罪者のようにされてしまうのではないかと恐ろしい。	個人	厚生労働省	日本年金機構における来訪による年金相談においては、年金事務所(分室を含む、全国318か所)、街角の年金相談センター・オフィス(全国80か所)、市町村等の外部会場(出張相談)での対応を行っております。 また、来訪相談につきましては、予約制による年金相談を実施しており、ご予約の受付はコールセンターと年金事務所で行っております。	なし	対応	年金事務所においては、職員がお客様の来訪目的を聴取させていただいた上で、ご予約がない場合につきましても、相談予約が空いている窓口によるご相談や、予備の窓口を活用したご相談を行うとともに、どうしてもご来訪いただいた際にご都合が合わずご案内できない場合には、予約相談をご案内し、相談日時の調整を行うなどの対応を適切に行うよう、引き続き努めてまいります。	
748	令和3年4月23日	令和3年7月20日	国保料徴収部門への国税申告書閲覧許可	租税公課の滞納整理は、市町村では税目ごとに課税が異なる場合がある。例えば市税は納税課、国保料(税)は国保課が徴収する。滞納整理には国税申告書の閲覧が欠かせないが、税務署は課税が国保課だと閲覧を拒否する。納税課が国保料を徴収すれば閲覧させるが、国保課には許さない。地方税なら閲覧させ、国保料は公課だから許さないと弁解するが、実際には組織名で判断している。そもそも国保料も国税徴収法により徴収するため、国保料には許さない取扱いが不合理。また、国保料は財務省と総務省の了解(三税協力通達)の対象外と弁解するが、厚労省も入れて了解すればいいだけ。	少子高齢化とコロナによる国保財政の悪化が懸念されるが、国保料収納率は非常に低い。国保料の徴収改善により、市町村と国の一般会計繰入や財政措置を削減でき、住民間の公平性も確保できる。医療保険の崩壊抑制にも貢献する。収納率向上には市町村の徴収環境整備が必要だが、国保料制度を選択した市町村は国税申告書が閲覧できず、財産調査に支障がある。本件に関LH30国への提案要望では、(https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/tb_30_ka_ka2_10_1_mof.pdf)、政府は1税務職員には重い守秘義務があること、2国保料の収納率向上に協力すると納税者の信頼を失うこと、3税務情報の多くを市町村に提供していること、4国保料は三税協力の対象外などを理由に拒否した。しかし、1国保料にも国保法120条の2で同様の守秘義務がある。懲役が税法より1年短い2年に改正すれば良い。そもそも税務署は現に法律で重い守秘義務があるのに三税協力通達で納税課に申告書閲覧を許している。2国保の赤字解消と収納率向上を目指す政府方針と真逆で市民感覚と掛け離れた発想である。3所得金額は提供されてるが、滞納整理に必要な添付書類等は情報提供はされていない。これらを納税課は税務署に閲覧してもらっているのに、国保課は拒否されるという要望の前提が無視されている。4国保料も三税協力に入れれば良いだけ。以上のとおり、国が拒否する正当な理由が見当たらない。	個人	財務省 総務省 厚生労働省	国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、国税徴収法第146条の2の規定に基づき、税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することができます。 特に、国民健康保険料の滞納処分に必要な情報を市町村が保有していない場合については、税務署に協力を依頼することが考えられます。 ただし、国税徴収法第146条の2の規定については、協力要請の相手方である官公署等に協力義務を課すものではなく、また、守秘義務を自動的に解除するものではないため、協力要請に応じるか否かは、その官公署がその行政目的を踏まえ、個々に判断することになります。 なお、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)」を踏まえ、国民健康保険料の滞納処分に必要な滞納者の財産情報については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に平成30年に通知されています。	国税徴収法第146条の2等	対応	国民健康保険料の滞納処分に必要な滞納者の財産情報については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に平成30年に通知されています。	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
750	令和3年4月23日	令和3年6月16日	相続登記についての法務局と地方公共団体の連携について	登記の所管である法務省から地方公共団体に対して、住民に相続登記の勧奨することについての協力依頼を行う。	市町村では固定資産税の課税にあたり土地や家屋の登記情報を利用しますが、登記が正しくなされていないために正しく課税ができないことがあります。 近年、相続登記が適正になされないことで所有者不明土地が増加し、固定資産税の課税業務においても課題となっているほか、様々の分野で課題となっているとのことです。 このことについて、固定資産税に関しては総務省において地方税法を改正し、現所有者(相続人)の申告を義務化する仕組みを整備するなど対応頂いているところです。 法務省においても法律改正を検討していると伺っています。 国において様々な対応頂いています。相続登記を適正に行うよう住民に促していくことも重要と考えます。 そこで、住民に近いところで事務をおこなっている市町村が勧奨をおこなうことが考えられます。 市町村の住民に対する発信力を踏まえれば、市町村が勧奨を行うことはある程度の効果が期待できます。 市町村においては、固定資産税の課税業務に支障が生じていることがあり、勧奨事務を行うことは必ずしも吝かではないと考えられます。 しかしながら、登記の所管は国の省庁であることから市町村が率先してこれを行うことは憚られるところです。 よって法務省において市町村に対する協力依頼を検討して頂くよう提案いたします。	個人	法務省	固定資産税の課税については、それが適正に行われるよう、法務省から市町村に対し、固定資産課税台帳の記載事項となる登記情報及び地図情報を提供しています。 また、法務省においては、現在、「未来につなぐ相続登記」とのキャッチフレーズを付して、相続登記の促進に関する広報を行っています。 さらに、その観点からは、登記の専門家団体や死亡届を受理する市区町村との連携が重要であることから、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会と共同して、三者連名によるリーフレットを作成し、これを市区町村の窓口へ備え付けるなどして活用するよう呼びかけており、多くの市区町村の協力を得ている状況にあります。	地方税法第382条第1項及び第2項	対応	制度の現状欄に記載のとおり、法務省としては、相続登記の促進に関し、既に地方公共団体に対して一定の協力を依頼しており、実際に多くの地方公共団体の協力を得ております。 また、御指摘のとおり、法務省では、相続登記の申請の義務化等を内容とする民法・不動産登記法等の改正法案を国会に提出し、その結果、「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)が令和3年4月21日に成立し、同月28日に公布されました。 法務省としては、国民の皆様はこの法律の内容の十分な周知を図ることが重要であると考えております。 具体的な周知の方法につきましては、パンフレット等の配布、法務省・法務局のホームページを活用した広報などを想定しておりますが、その際には、死亡届を受理する市区町村との連携が重要であると考えられますので、引き続き、市区町村や関係省庁などとも連携しつつ、相続登記等の申請義務が実効的なものとなるよう、その周知・啓発に努めてまいります。	
751	令和3年4月23日	令和3年5月24日	厚生局サイトの提供データ及びサイトデザインの共通化	2例取り上げますが他の厚生局も同様です。 問題点として ・各厚生局で作成されるデータがフォーマットがバラバラで使い難い。 ・複数セルをわざわざ使って一つの情報を入れているところの意味が分からない。 また年度によってフォーマットが変わる事も経験しており、見た目の変化が無いのになぜフォーマットを変えて提供されるので、使いにくい。	関東信越厚生局 <a href="https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/shitei.html">https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/shitei.html</a> 保険医療機関・保険薬局の指定一覧(コード内容別医療機関一覧表) 保険医療機関・保険薬局の新規指定・廃止・辞退・取消一覧 東海北陸厚生局 <a href="https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei.html">https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei.html</a> 1.東海北陸厚生局管内の保険医療機関・保険薬局の指定一覧 2.東海北陸厚生局管内の保険医療機関・保険薬局の新規指定一覧 ・企業として、公開されている現行医療機関や、新規・廃止などのデータは使用しているが 各厚生局で作成されるデータがエクセルデータで提供されているがフォーマットがバラバラで使い難いし、複数セルをわざわざ使って一つの情報を入れているところの意味が分からない。 また年度によってフォーマットが変わる事も経験しており、フォーマットを変えて提供されるので、使いにくい。 全厚生局でフォーマット統一したデータ提供する事で、データの加工時間低減や利便性が向上する事に繋がる。 ・各構成局がサイト内で枝分かれしているのは良いとして、分岐してからの構成がまちまちで情報が探しにくい。厚生局として共通な作りの方が、利用者側、提供者側にもメリットがある。 なのでサイトデザインの共通化をする効果として、利用者が使い易いものになります。 共通化したデータの提供という部分はハンコ無くすのと同じくらい重要です。 一度、皆さんで見てください。	個人	厚生労働省	今現在地方厚生(支)局において、保険医療機関・保険薬局の指定一覧(コード内容別医療機関一覧表)等のHP掲載内容及び掲載方法について、統一的なルールが定められておらず、運用上各地方厚生(支)局の判断において掲載をしています。	なし	検討を予定	ご指摘を踏まえ、現在ホームページに掲載をしているエクセルについては、加工しやすいエクセルに統一するよう、すみやかに対応します。 また、掲載場所については、各地方厚生(支)局のHPのトップページに新着情報として掲載していますので、ご活用ください。	
752	令和3年4月23日	令和3年6月16日	書類の押印について	福島県で小中学校教職員の給料関係の入力通知書の押印欄を廃止し、メールで提出できれば郵送代の削減、紙の削減、時間の短縮が図られる。 また郵送期間も考えなくて良くなるためミスが減り適正に執行できる	福島県で小中学校の事務をやっています。先生の手当など認定に対し押印は必要だと思いますが、それを入力するための通知書にも押印が必要なため、毎月毎月郵送代をかけて提出しています。今回、子育てに関する部分休業を朝30分とっている先生がいますが、その給料減額通知書も押印が必要で月末最終日12時必着と言われています。子育ては急にお子さんの具合が悪くなり休暇を取る必要もあり、そうなる部分休業の減額がなくなるため書類の訂正が必要です。押印さえなければメールで当日の朝送付できるのに押印があるために郵送で田舎だから2日前には出さなければなりません。急な休暇が漏れれば先生に不利益が生じます。 余計な押印のために手間が増大しているので、なくしてもいい押印は末端の手続きまで見直すよう県に通知していただきたいです	個人	文部科学省	給与関係の書類については、各教育委員会等でその管理方法が定められているものと承知しております。	なし	対応	文部科学省では、令和2年10月20日付通知「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者間における連絡手段のデジタル化の推進について」において、各学校や地域における実情を踏まえつつ、可能なところから、保護者等に求める押印の省略及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めていただくよう各教育委員会・学校に周知しています。 書類への押印については、各教育委員会等で定められているものではありませんが、こうしたことも踏まえ、運用の仕方によって改善を図ることができるものと考えています。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
753	令和3年4月23日	令和4年5月13日	歳入の徴収率指標の統一	国や地方公共団体の歳入徴収状況の指標が、省庁によって名称も定義もバラバラである。例えば地方税は現線計の徴収率(収入額÷調定額)。国保料は収納率(収入額÷(調定額-居所不明調定額)で現年分だけ。国民年金保険料は年度ごとの納付率(収入額÷各年度ごとの払うべき額)となっている。国保料は現年分だけしか収納率を公表しないため、全体の収納率である現線計が分からない。国民年金にいたっては、分母が年度ごとで他の税目と全く異なる。	国保料や国民年金は税と同じ徴収率に統一すべき。そうしなければ、国保料や国民年金がどれだけ徴収できていないのか不透明。オリジナル定義の指標を増やすべきではない。	個人	厚生労働省 総務省	国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出しています。また、国民年金保険料は過去2年分の納付が可能であり、納付状況の途中経過を示すものとして、現年度納付率、過年度1年目納付率がありますが、最終的な納付状況を見るための指標としては、過年度に納付されたものを加えた最終納付率(過年度2年目納付率)が適当です。  国民健康保険料(税)の収納率は、国保財政運営における翌年度の料(税)率の決定に用いるものです。料(税)率の設定については、現実的に翌年度見込まれる収納率を考慮しますが、国保の会計においては、あくまで単年度会計の取扱である以上、収納率に考慮するのは現年度分のみとして反映しております。(また、滞納繰り越し分についても、被保険者への公平性の観点から可能な限り徴収することは重要ですが、仮にこの保険料率に過年度滞納分を含めた収納率を料率設定で考慮した場合、支出見込みに変化がない以上、料率が過度に高く設定される可能性があります。) また、収納率が居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出することについては、国保において住所異動の事実を市町村に届出することなく転出し、国民健康保険の資格について、実態を失ったままの被保険者がおり、国民健康保険業務が阻害されてきた経過があります。これを受け、被保険者資格の喪失確認処理にかかる取扱を示しており、居住実態がない事実の確認等、一定の確認が出来た場合は、保険者において対象者の資格の喪失処理を可能とする取扱を示しており、居所不明者として取扱ができる対象者にかかる保険料については、収納率算定には、含めておりません。	なし	その他	制度の現状に記載のとおり、国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であるため、現状の定義が適切であると考えております。  制度の現状に記載のとおり国民健康保険の保険料(税)収納率は、現状の定義が適切であると考えております。	
754	令和3年4月23日	令和3年5月24日	平日及び休日の電話対応等の当直業務	輪番制により、庁舎に泊まり込みの電話対応及び翌朝の新聞の切り抜きを行なう当直業務の必要性。	平日の場合は、日中の勤務後に指定された庁舎にて電話対応を2人1組で同一の部屋で翌朝まで行うことになっている。簡易ベッドで睡眠休息を取ることができるが、深夜の電話の問い合わせに対応する必要がある。その後、事務官等においては通常の日勤があり、自衛官は日勤をするか代休を取ることができるようにしている。休日の場合は、女性は日中、男性はその後庁舎に泊まりで上記と同様の内容を行うことになっている。 働き方改革が推進されている中で、場所と時間に拘束されること、深夜の電話対応も翌日に解決を図るよう対応することがマニュアル化されている。夜勤明けに引き続き日勤を行うのは業務への集中力を欠くのではないかと、そもそもこの業務は必要か、外局機関各々で実施する必要はあるのか、という疑念がある。 コスト面では、庁舎の水道光熱費、新聞切り抜きのコピー代(部署内、外局機関に配布する量分)、事務官等への当直手当の削減が見込まれる。	個人	防衛省	防衛省では、全国各地における大規模自然災害や、我が国の安全に重大な影響を及ぼす事態、さらには自衛隊又は在日米軍による事件・事故等の緊急を要する場合に、迅速かつ適切に対応するため、本省内部部局に加え、地方防衛局、防衛大学校、防衛医科大学校などの各機関等において、当直業務を実施しています。 なお、各当直業務においては、電話対応を基本としているところ、地方防衛局の多くでは、当直業務の一環として、翌朝の新聞の切り抜きを一部民間委託の上で実施しています。	各機関等において定められる当直業務規則等	その他	制度の現状欄に記載のとおり、緊急を要する業務に迅速かつ適切に対応するため、本省内部部局のみならず、各機関等においても当直業務を実施していることから、当直業務を廃止することは困難です。 その上で、防衛省における当直業務全体としては、これまで、当直明けの年次休暇取得の推奨や新聞切り抜き業務の民間委託の推進など、当直員の負担軽減や当直業務にかかるコスト削減に資する見直しを行ってまいりました。 今後、さらなる具体的な取組について、不断に検討してまいります。	
755	令和3年4月23日	令和3年6月16日	PTAの廃止について	小、中学生の子供を持つ母親です。 ハンコのように、保護者のPTA活動も廃止して欲しいです。昔のように専業主婦は今の時代なかなかいません。私も週5で働いています。働かなきゃ食べていけません。 PTA活動は完全ボランティア。役員になってしまった場合、活動がある時はその分仕事が出来ませんからお給料が減ります。 今まで役員を色々やってきましたが、精神的にも大変なので役員がなければ子供はあと1人欲しかったです。とにかく母親は家事育児仕事等やることが多過ぎて負担が大きい。他に町内会の集まり、祭りや校区祭、人数が集まらずに役員が何種目も出たりとかなりバカバカしいです。何とかして欲しいです。	全てスマート化、無駄な活動は廃止して下さい。先生達の負担も減ると思います。PTA、町内会、それらは任意なはずなのに体調不良等の理由以外で断れる選択が無いのではほぼ強制です。あと小学校の校区祭は学校の子供だけの体育祭があるので大人はやらないでいいです。減らした分、命の為に避難訓練を増やすとか、本当に必要な為になることを子供に実施して欲しい。授業参観も忙しい親がわざわざ出向かうのではなく、今後、(コロナ対策)蜜を避ける為に、ネット配信をお願いしたいです。中学校の部活も入学後すぐに道具を一式揃えるのも親は大変です。昔からやってるから・続いているから精神を無くして下さい。	個人	文部科学省	PTAについては、子供の健やかな成長のため、父母と教師によって、自ら組織し、学び、活動する任意団体であり、社会教育法第10条に規定される「社会教育関係団体」であるとされ、これまで地域や学校において重要な役割を果たしてきたものと承知しています。PTAの入会を含め、組織の在り方や活動などについては、それぞれのPTAが地域の状況等に応じて協議し、決めていくものであると承知しています。授業参観の方法等については、各学校の判断と承知しています。部活動については、中学校の学習指導要領において、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものと位置付けられています。	なし	現行制度下で対応可能	PTAに関していただいた御意見については、社会教育関係団体の運営に係る事項であり、政府として回答できる立場にないと考えます。 授業参観の方法等については、学校のICT環境等を踏まえ、各学校において判断されるものと考えています。 部活動に関していただいた御意見については、文部科学省では、学校の設置者や校長に対して、部活動の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握することを求めており、それを踏まえた上で、学校の設置者や校長が部活動を適切に運営するものと考えています。新入生の部活動開始時期を含めた活動計画等については、生徒の状況等を踏まえ、学校において適切に判断すべきものと考えます。	
756	令和3年4月23日	令和3年6月16日	私学就学支援金の手続きについて	国、都道府県による高校「私学就学支援金」の申請について、現行の申請方法ではなくマイナンバー活用により手続きを「簡素」支給を「迅速」にできないでしょうか？	現行の同制度については年度初めに国、都道府県に対し所定用紙(複数枚)記入の上マイナンバー原本の複写を添付して申請、許可支給については秋以降になるスケジュールです。この支給があることで従来より私学に通学しやすくなり高校進学の際の選択肢が増やせることになる制度と理解していますが一方利用にあたっては上記のスケジュールのタイムラグにより満額支給の対象にあっても春先の授業料請求時に一旦全額を立て替える必要がありこれが「中～低所得者家庭に対する支援」の目的と矛盾する負担を利用者に強いている実情があります 当該申請にはマイナンバーの添付が必要になっていることから認可から支給までの期間をより短縮していただける施策はないものでしょうか？ 以上ご検討いただけましたら幸いです。	個人	文部科学省	授業料の額、徴収の時期や方法は、各学校設置者の定めにより適切に行われるものと考えています。 就学支援金の授業料徴収については、 ①仮定の金額では追加徴収または還付が生じ事務が煩雑となることなどから、多くの私立高校では、保護者から授業料を徴収した上で、就学支援金の代理受領後に保護者に還付している現状があると承知しています。 また、就学支援金の早期支給については、例えば、前年度から引き続き在籍する在校生に係る就学支援金の4月から6月分は、前年度の認定結果と変わらないことから、支給権者である各都道府県において就学支援金を早期に決定・支給した上で、学校が授業料と相殺をすることが可能であると考えており、このことは通知等でも示しています。 なお、経済的な事情が厳しい方に対しては、就学支援金が支給されるまでの間、授業料の徴収を猶予するなど、生徒・保護者の経済的負担に十分配慮いただきたいと考えています。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条、高等学校等就学支援金の支給に関する施行規則第9条	対応	現行の就学支援金の申請手続きにおいては、保護者等のマイナンバーカードの写し等を提出する必要があります。支給手続きに際しては、就学支援金事務処理システムを導入していますが、事務負担の軽減、審査事務の早期化を図るため、当該システムの改修を行い、令和4年度より、マイナンバーを通じた自己情報取得APIを活用した新たなオンライン申請手続きを導入し、当該機能を利用する場合には、マイナンバーカードの写し等の提出を不要とする予定です。	